

第2次

四日市市市民協働促進計画



2021年度～2025年度



2021年(令和3年)

四日市市

はじめに

本市では、平成 17 年 9 月に「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」、平成 27 年 4 月に「四日市市市民協働促進条例」を施行し、地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を目的として、さまざまな分野の市民活動が、公共の場で果たす役割の大きさを市民一人ひとりが理解し、これらの活動を持続的なものとするため、市民協働による取組を推進しています。

また、令和 2 年 3 月に策定した「四日市市総合計画 2020～2029」では、四日市未来ビジョン「ゼロからイチを生み出すちから イチから未来を四日市」の実現に向けて、「オール四日市で取り組む協働・共創のまちづくり」を基本的な考え方の一つとして掲げています。これは、多様な主体がまちづくりに参画するとともに、地域のことを最も良く理解している住民同士が連携、協力し合って、市とともに地域課題を解決することが重要であり、それぞれの役割や責務を十分意識しながら、協働・共創のもとで課題を解決できる環境づくりを行うなど、自助・共助・公助のバランスのとれたまちづくりを進めることを目指したものです。

これらの視点を踏まえ、新たに策定した「第 2 次四日市市市民協働促進計画」では、「四日市市市民協働促進条例」に加え、令和 2 年 4 月に施行した「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例」に基づき、「市民協働につながる情報の発信と担い手の育成」「市民協働の推進力となる市民活動団体の強化」「市民協働を下支えする“つながり力”の強化」「市民協働を展開する活動環境の強化」の 4 つを基本方針として、具体的な取組を進めようとするものです。

前計画のもとで積み重ねてきた市民協働の取組を出発点として、これらをより一層広く深く発展させていけるよう、市民協働によるまちづくりを推進してまいりますので、市民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただいた市民協働促進委員会の委員の皆様をはじめ、ワークショップやパブリックコメントでご意見をいただいた方々、アンケートにご協力いただいた方々に心から感謝申し上げます。



令和 3 年 3 月
四日市市長
森 智広

目 次

第1章 計画の位置づけ	1
1. 計画策定の趣旨と役割	2
2. 計画の期間と構成	3
3. 語句の定義	4
第2章 市民協働の意義・必要性和前計画の評価	5
1. 市民協働の意義・必要性	6
2. 前計画に掲げる各取組の評価	9
第3章 四日市市における市民協働の課題	17
第4章 四日市市における市民協働の基本的な考え方	21
1. 基本理念	22
2. 市民協働における各主体の役割と領域	23
3. 市民協働に向けた心構え	24
4. 市民協働の基本方針	25
第5章 基本方針ごとの方向性と主な取組	27
基本方針1 市民協働につながる情報の発信と担い手の育成	28
基本方針2 市民協働の推進力となる市民活動団体の強化	30
基本方針3 市民協働を下支えする“つながり力”の強化	32
基本方針4 市民協働を展開する活動環境の強化	34
第6章 計画の推進にあたって	37
1. 計画の周知と共有	38
2. 計画の推進と進捗管理	38
資料編	39

第 1 章 計画の位置づけ

1. 計画策定の趣旨と役割

本市では、市民にとって暮らしやすいまちづくり、住み続けたいまちづくりを推進するため、豊かで人権が尊重される地域社会の実現を目指して、平成17年（2005年）9月に「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」が施行されました。

また、平成27年（2015年）4月には、地域色豊かなまちづくりを担う地縁団体と共に、子ども・福祉・環境・文化・防犯・防災等さまざまな分野の市民活動団体や事業者が、地域課題の解決に向けて、それぞれの特性を生かしつつ、継続的な市民活動に取り組むことができる環境を目指して「四日市市市民協働促進条例（以下、「市民協働促進条例」という。）」が施行されました。

さらに、自治会の活性化を推進するために、地域住民の自治会への加入および参加に関し、地域住民、自治会および事業者の役割ならびに市の責務を定めた「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例（以下、「自治会加入促進条例」という。）」が令和2年（2020年）4月に施行されました。

これらの施策を実現するため、市民協働促進条例第11条では、総合的かつ計画的な市民協働の促進を目的とした計画の策定を掲げており、平成27年度策定の「四日市市市民協働促進計画（2016年度～2020年度）（以下、「前計画」という。）」に続き、令和3年度（2021年度）から「第2次四日市市市民協働促進計画（以下、「本計画」という。）」を開始するものです。

本計画は、上記の各条例に基づくとともに、令和2年度（2020年度）からスタートした「四日市市総合計画（2020～2029）（以下、「総合計画」という。）」とも連携し、市民協働の視点で各施策を推進することも目的としています。

本計画では、まず、前計画での成果や社会潮流、地域社会の変化などを踏まえ、現在の本市における市民協働を取り巻く課題を整理します。

そのうえで、行政だけではなく、市民等一人ひとり、市民活動団体、事業者など地域を構成するすべての主体が協働・連携してまちづくりを進めるための基本的な方針・施策を掲げ、その推進につなげます。

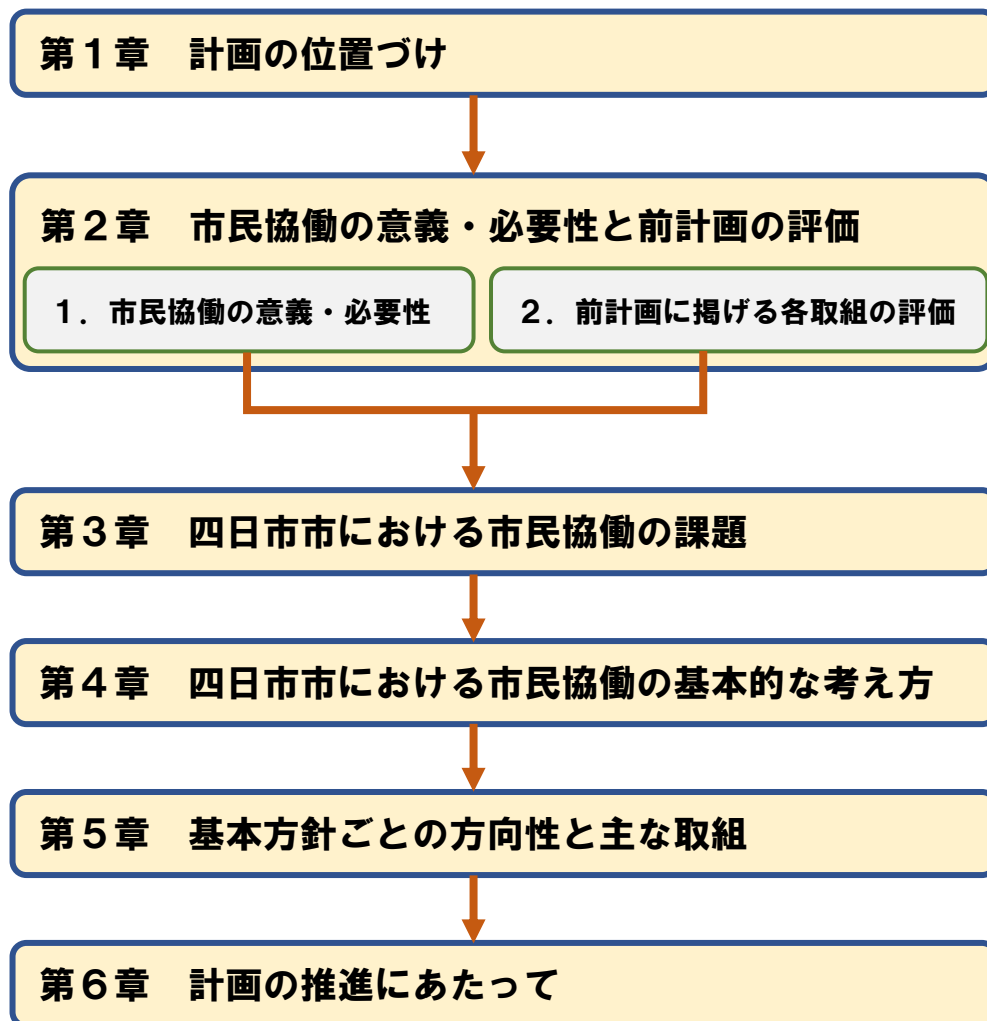
具体的には、行政が主体となる取組のほか、市民活動団体や事業者などの橋渡しをする中間支援団体（組織）の育成や、市民等が公共の利益のために自主的に行う市民活動を支援する仕組みづくり、新たな時代に向けた活動の展開支援など、市民協働の促進に必要な方策を示し、実践につなげていくものとなります。

2. 計画の期間と構成

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間とします。

なお、本計画に掲げる事業を着実に推進する一方で、新たに地域課題等が生じた場合には、迅速かつ柔軟に施策・事業を展開し、市民協働の促進を図ります。

本計画は、以下のとおり構成します。



3. 語句の定義

本計画における、市民協働に関する語句を次のとおり定義します。

なお、市民等、事業者、市民活動、市民活動団体、市民協働については、市民協働促進条例第2条に基づく定義としています。

語 句	定 義
市民等	本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいいます。
事業者	本市内に存する会社、営業所、工場等をいいます。
市民活動	市民等が、公共の利益を目的とし、自主的に行う活動であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
市民活動団体	地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいいます。
市民協働	市民主権の理念のもと、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を生かしてまちづくりに取り組むことをいいます。
地縁団体	自治会、地区社会福祉協議会等の一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持や形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体をいいます。
NPO	「Non-Profit Organization（非営利組織）」の略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体で法人格を有するものをいいます。
ボランティア団体	社会の課題解決のため、参加する個人の自発的な意思により、社会に貢献する行為をする団体をいいます。
中間支援団体（組織）	市民協働に関わるさまざまな主体の間に立ってそれぞれの活動を支援する団体（組織）であり、市民活動団体等への相談業務や情報提供などの支援及び人材や資金等の市民活動に必要な資源の仲介、政策提言等を行う団体（組織）をいいます。

第 2 章 市民協働の意義・必要性和前計画の評価

1. 市民協働の意義・必要性

前章の「語句の定義」にあったように、市民協働とは、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携してまちづくりに取り組むことをいいます。ここでは、四日市市の状況も考慮しつつ、さまざまな視点から市民協働の意義・必要性について整理します。

(1) 総合計画における方向性

総合計画の基本構想では、まちづくりの最上位の理念である未来ビジョン「ゼロからイチを生み出すちから イチから未来を 四日市」や4つの将来都市像（「子育て・教育安心都市」、「産業・交流拠点都市」、「環境・防災先進都市」、「健康・生活充実都市」）を掲げています。

これらの実現を支える「まちづくりの基本的な考え方」として、「あるもの・つながりを生かす持続可能なまちづくり」、「市民の幸せと満足度を高める成熟度の高いまちづくり」、「都市経営の視点に立った先手・創造型のまちづくり」、「2040年の長期展望を見据えた存在感を放つ選ばれるまちづくり」と並び、「オール四日市で取り組む協働・共創のまちづくり」が位置づけられています。

また、持続可能なまちづくりを進めるとの観点から、SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられている17の目標について、総合計画の中で政策・施策と関連付け、取組を進めていくことも明記されています。

この中で、市民が豊かで幸せに暮らせる協働のまちづくりを進めていくためには、SDGsの目標のうち、「17パートナーシップで目標を達成しよう」が特に重要であり、多様な主体がまちづくりに参画するとともに、地域のことを最も良く理解している住民同士が連携・協力し合って、市とともに地域課題を解決していくことの必要性が示されています。

以上のことから、各主体がそれぞれの役割や責務を十分に意識しながら、協働・共創のもとで課題を解決できる環境づくりを進めることが求められています。

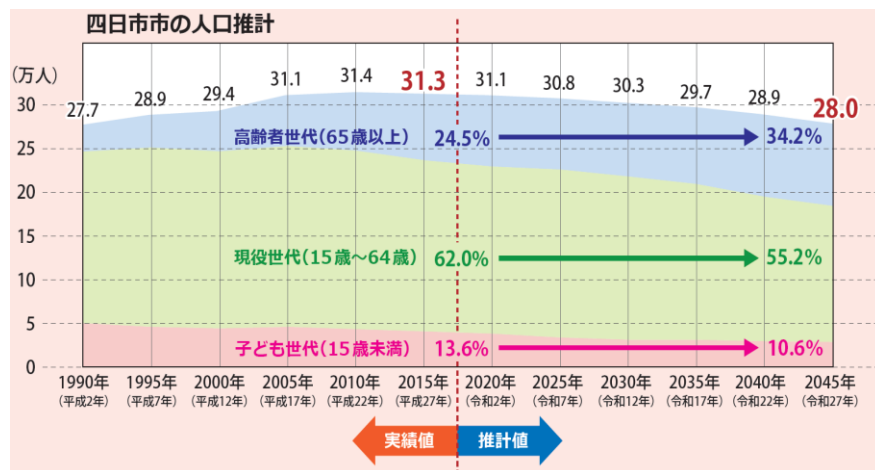


出典：四日市市総合計画（2020～2029）概要版

(2) 人口構造の変化

全国的には、人口減少並びに少子化・高齢化が進んでいます。本市においても、同様の傾向がなだらかながら進んでおり、令和27年（2045年）には人口が約1割減少するのに対して、高齢者世代（65歳以上）が占める割合は約1割増加することが見通されています。また、本計画の最終年次にあたる令和7年（2025年）には、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎えます。

このような状況において、高齢者を取り巻く医療や介護のニーズの高まり、地域で日常の暮らしをお互いに支え合う地域共生社会の形成など、地域社会における課題のさらなる多様化・複雑化が懸念されます。



出典：四日市市総合計画（2020～2029）

(3) 価値観の多様化と新しい生活様式の導入

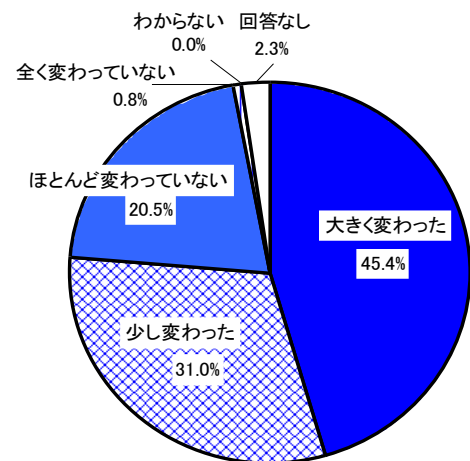
グローバル化の進展や社会の成熟、インターネットなど ICT の普及等により、市民等の仕事や日常生活は刻々と移り変わっています。また今後は、AI、IoT、ビッグデータの活用など技術革新の進展により、生活様式にもさまざまな変化が起きると予測されています。

一方で、持続可能な社会の実現や、年齢・性別・国籍・障害の有無などにかかわらず、誰もが尊重され、活躍できる仕組みづくりなどをより積極的に進める必要があります。

加えて、令和2年（2020年）に拡大した新型コロナウイルス感染症は、地域社会や市民活動のあり方についても大きな影響を及ぼしました。

今後、予測不能な新たな課題と向き合いつつ、生活様式や価値観の多様化にしなやかに対応し、時代に即した市民協働の促進が求められます。

Q.新型コロナウイルス感染症の影響で普段の暮らしにおいて、意識や行動の変化がありましたか。



n = 132

出典：市民協働に関するアンケート調査

(4) 地域コミュニティにおける基盤強化の必要性

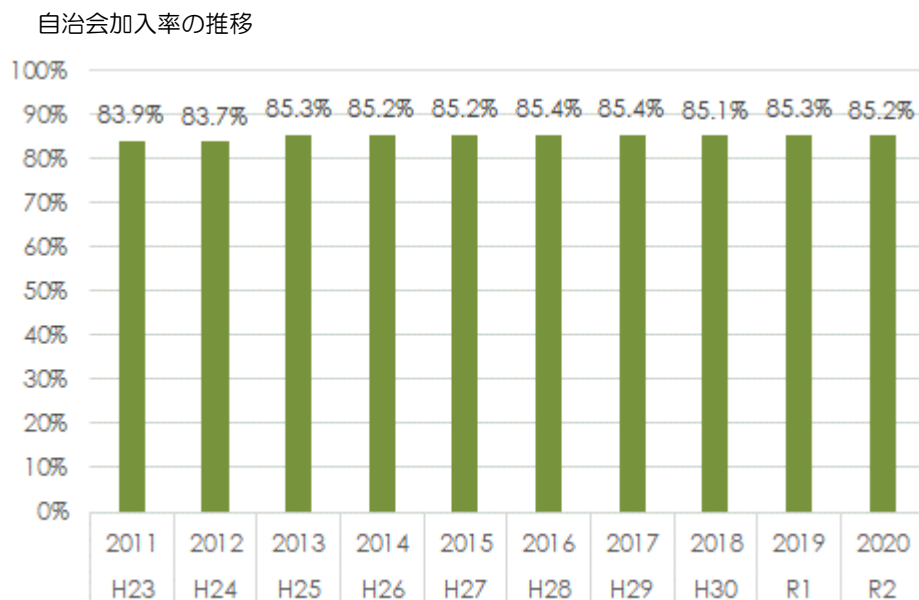
本市では、24の地区市民センターを核として、自治会等が中心となり、地域福祉や防犯、防災など住民相互の支え合い活動を進めています。

さらには、連合自治会を中心とした、地域内の諸団体で構成される「まちづくり協議会」等を設置して、地域の各種団体が連携し、地域の特性に応じたまちづくり活動を進める地区も増えてきています。

一方で、生活様式や価値観の多様化に伴い、地域活動に対する参加意識やその重要性の認識等が希薄化しており、地区によっては、自治会加入率の低下や活動の停滞が懸念される状況が生じ始めています。

そのため、令和2年（2020年）に施行された自治会加入促進条例により、地域住民の自治会への加入および参加に関し、地域住民、自治会および事業者の役割、市の責務を位置付け、自治会の活性化を図る取組を進めています。

このような変化を踏まえつつ、地域コミュニティを維持・向上させていくことが大きな課題となっています。



資料：各自治会の報告（各年4月1日現在）

(5) 市民活動に対する問題意識の高まり

社会の成熟化に伴い、地域社会の活性化や持続可能な社会の形成に向け、何らかの関わりや貢献に関心を持つ層が増えつつあります。

また、産業都市である本市では、中小企業から大企業まで、社会貢献（CSR）に対する問題意識が高く、例えば「四日市こども科学セミナー」など小・中学生対象の事業や地域社会に対する貢献活動、また、社員へのボランティア推奨等、さまざまな動きが広がっています。

今後も、自治会等の地縁団体や、NPO・市民活動団体などとの連携・協働を通して、事業者が市民協働の重要なパートナーとして役割を果たし、まちづくりを担っていくことが望まれます。

2. 前計画に掲げる各取組の評価

前計画で位置づけた主な取組（32 項目）は、毎年その推進状況を市民協働促進委員会に諮り、進捗を評価してきました。ここでは、各取組の成果、課題、対応について整理します。

基本方針 1 市民協働を促進する意識づくりと人材育成

基本施策 1 - ① 市民協働のまちづくりを進める意識づくり

番号	取組名	取組内容	成果・課題・対応
1	「市民協働虎の巻」（手引書）の作成	市民等、市民活動団体、事業者及び市職員などが市民協働への理解を深め、実践するため、市民協働の進め方や事例を掲載した手引書を作成し発行する。	成果 市民協働にまつわる種々の情報を掲載した「入門書」となる手引書を作成した。 課題 手引書に対する認知度が十分とは言えなかった。 対応 市民協働の進め方を中心に、協働のメリットを伝える手引書の定期的な見直しを図るとともに、その冊子の積極的な活用を呼び掛ける。
2	市民協働の出前講座の実施	市民等のグループを対象に、地域等に出向いて市民活動や市民協働についての事例を用いた講義を行う。今後、内容の充実強化を図る。	成果 市民の要望に応じて出前講座を実施し、市民協働についての周知を行った。 課題 出前講座の実施について周知を行ったが、応募数が伸びなかった。 対応 市民協働で地域課題を解決しようとする市民の裾野を広げることが重要であり、市民活動団体や自治会の会議等、さまざまな機会において講座を開催できるよう働きかけを行う。
3	市職員に対する研修の充実強化	市民協働の意識と実行力を高め、実践につなげるための職員研修を行う。今後、手引書の活用などさらに研修内容の充実強化を図る。	成果 新規採用職員から管理職まで、多様な層の職員を対象に、市民協働についての研修を実施した。 課題 階層別研修は実施したものの、庁内全体への展開には至らなかった。 対応 現状の階層別研修を継続しつつ、工夫をこらした研修を実施するとともに、庁内全体に対して意識醸成を図る。

基本施策 1 - ② 市民協働を担う人材の発掘・育成

番号	取組名	取組内容	成果・課題・対応
4	市民協働コーディネーター養成講座の開催	多様な主体と連携して地域課題の解決を推進するための企画や調整、マネジメントの方法などを習得する講座を開催し、市民協働をコーディネートできる人材を増やしていく。	成果 市民活動団体との協働により実施した、協働コーディネーター養成講座の修了生が、実際に協働事業を企画し実施する動きが見られた。 課題 市民協働をコーディネートできる人材をより多く養成していく必要がある。 対応 現在、指定管理者がなやプラザに協働コーディネーターを配置しており、こうした取組を継続していく。また、成功事例の紹介や講座開催などを通じて、次世代の市民協働を担う人材の養成を行う。

番号	取組名	取組内容	成果・課題・対応
5	子どもたちの協働体験の実施	次世代に向けた市民協働の普及啓発を図るため、小中学生を対象に、協働による地域づくりの実践が体験できる講座やイベントを開催する。	成果 市民活動団体との協働により実施した事業において、のべ100名を超える小・中学生が協働を体験した。 課題 参加者の満足度は高かったものの、事業規模の拡大には至らなかった。 対応 市民活動団体との協働事業という枠組みは継続しつつ、より幅広く、より多くの参加者が見込める事業となるよう、内容の充実にに向けた検討を行う。
6	コミュニティビジネス創生塾の創設	次世代を担う若者、女性などがビジネスの手法で地域課題の解決手法や起業ノウハウを学び、新たなコミュニティビジネスの創出につなげていく。	成果 コミュニティビジネスの意義や事例を紹介する講座や、事業計画立案の手法を学ぶ実践的講座を開講し、のべ140名を超える参加があった。 課題 商工部局が実施する創業支援事業など、他部局の事業内容と重複が見られる部分があった。 対応 当課の単独事業としては廃止し、今後は、他部局と連携・協力を図りながら、コミュニティビジネスの普及に努める。 【本計画へは記載せず】
7	プロボノ活動支援※	専門的能力を提供して社会貢献するプロボノ活動を行う人たちが積極的に地域活動へ参加できるよう、専門分野ごとの人材を登録したうえで活動の場とのマッチング機会を提供していく。	成果 プロボノ1DAY チャレンジでの支援を通じて、活動に新たな展開が見られた団体があったほか、支援する側のプロボノワーカーからも高い評価が得られた。 課題 支援する側のプロボノワーカーを市内の事業者限定していたことから、事業の拡がりに限界があった。 対応 従前は支援する側、される側ともに市内の事業者、団体としていたが、支援する側を市内外からの募集に変更し、オンラインでの支援など、事業の再構築を検討する。
8	まちづくり人材マッチングの充実強化	地域で暮らす多様な技能を持つ人や地域貢献活動を実践する人がさらに活躍できるよう、地域ニーズとのマッチングの充実強化を図るとともに、やりがいを感じられるような仕組みづくりに取り組む。	成果 毎年度100件前後のマッチング実績があり、地域課題の解決に貢献した。 課題 マッチング内容が固定化する傾向が見られた。 対応 まちづくり人材マッチング事業は廃止し、事業理念の継承を念頭に、市民活動センターへのマッチング機能の付与を検討し、取組番号4と併せた運用を行う。 【本計画へは記載せず】
9	地域づくりマイスター養成講座(全市版・地域版)の拡充	市民活動、市民協働を理解し、携わる人材の育成とネットワークの構築を目的として、地域づくりの基本的な内容やより実践的な進め方などを学習する全市版の講座を開催するとともに、地域づくりに積極的に関わっていくための地域版の講座を各地区において開催し、さらに内容の充実強化を図る。	成果 令和元年度までに96名が講座を修了し、およそ8割(74名)が地域活動を行っている。 課題 修了生同士が交流できる体制づくり、修了生を受け入れる地縁団体との情報共有が十分とは言えない場合があった。 対応 課題となっている修了生のネットワーク形成について、つながる場の提供を検討する。また、地縁団体と修了生にかかる情報を共有し、地域において活躍できる場の創出を促進する。

※ プロボノとは、ラテン語の Pro Bono Publico (公共善のため) を語源とする言葉で、社会的・公共的な目的のために、職業上持っている専門的な知識やスキル、経験を生かして社会貢献するボランティア。

番号	取組名	取組内容	成果・課題・対応
10	退職予定者への啓発セミナーの開催	退職後における市民活動への参画を期するため、退職準備の研修会の場において市民協働の紹介を行う。加えて、事業者に従業員の地域活動参加も働きかける。	成果 毎年度、退職予定の市職員に向けて、外部講師を招いた啓発セミナーを開催し、市民協働にかかる取組の紹介を行った。 課題 市職員に対するセミナーは実施したものの、事業者への地域活動参加にかかる周知については、十分とは言えなかった。 対応 毎年度、目的に合った外部講師を招聘できるよう、情報収集に努めるとともに、事業者への啓発にも力を入れる。

基本方針2 市民協働を促進する情報の発信と共有

基本施策2-① 市民協働に関する情報発信

番号	取組名	取組内容	成果・課題・対応
11	市民協働の理解を深める広報や情報提供の実施	市の広報紙などに市民協働の事例や取組を掲載するとともに、なやプラザなどに市民協働に関連した書籍や情報紙を集めた図書コーナーを設ける。また、なやプラザにおいて市民活動を体験入門する催事を実施する。	成果 平成29年度より3年間、広報よっかいちにおいて市民協働についてのコラムを隔月掲載したほか、市民活動団体との協働により、市民協働の事例をまとめた冊子を作成するなど、さまざまな広報を実施した。 課題 市民協働に対する認知度が十分とは言えず、さらなる工夫が求められる。 対応 引き続き、さまざまな媒体を用いた広報を展開するほか、なやプラザのホームページを活用し、市民協働の事例や取組を掲載する。また、なやプラザ内の図書コーナーにおいて、市民活動に役立つ市民活動関連情報誌等を配架する。
12	市民協働情報のプラットフォーム化	市民活動団体及びその活動に関する情報や、行政情報の提供、掲示板機能を活用した情報共有など、市民協働の情報発信に関するさまざまな機能を持つホームページのポータルサイトを展開する。	成果 登録団体がポータルサイト上でイベントの告知を行うなど、情報発信ツールとしての役割を果たした。 課題 団体・イベント等の紹介等において、ポータルサイトとなやプラザのホームページで重複する部分があった。 対応 なやプラザのホームページに市民協働に関する各種情報を集約し、一元管理によるメリットを追求していく。
13	市民協働のPR推進	市内各地で行われるさまざまなイベントで市民活動団体がブースを出展し、市民活動のPRをさらに推進するとともに、なやプラザが発行する市民協働に関する機関紙の充実を図り、各種メディアやツイッター、フェイスブック等のSNSなど多様な媒体を使った情報発信・情報共有を行う。	成果 なやプラザ発行の機関紙について、市民協働の事例を取材するコーナーを設け、配架箇所を増やすなど、市民協働のPRに寄与した。 課題 新たな手法を検討するなど、さらなるPRの推進に努める必要がある。 対応 市主催のイベント等、広報の機会の増加を図る。また、なやプラザと連携し、多様な媒体を使ったPRについて検討する。

番号	取組名	取組内容	成果・課題・対応
14	なやプラザ市民協働まつりの開催	なやプラザにおいてさまざまな市民活動団体がそれぞれの活動を講演や展示によって広く市民に公表するイベントを開催する。	成果 市民活動団体、生涯学習団体のみならず、事業者による出展もなされ、多様な主体が活動内容をPRする場となった。 課題 各団体の広報には効果があったものの、出展団体間での新たな協働の創出には至らなかった。 対応 出展団体間の交流を促し、新たな協働が生まれる仕組みの構築を検討する。

基本施策2-② 市民協働に関する情報共有

番号	取組名	取組内容	成果・課題・対応
15	市民協働ふらっとサロンの創設	市民が気軽にふらっと立ち寄ったり、さまざまな市民活動団体や事業者、行政などがフラットに参加したりする市民協働の交流サロンを提供することにより、地域課題の共有を図る。	成果 なやプラザ2階のフリースペースをふらっとサロンと位置づけ、三重県産材を活用した机や椅子、床パネルの導入など、魅力ある空間づくりを進めた。 課題 市民協働の創出に向けて、ふらっとサロンでの人的交流を促進する必要がある。 対応 個室化や空調設備導入などのハード整備と併せ、協働コーディネーターを配置するなどソフト面の充実を図り、市民協働の取組への参加を促す機会を創出する。
16	市民活動団体の登録情報の共有化	市民協働促進条例に基づく市民活動団体の届出制度による団体の登録情報の公開や、情報の共有を図る。	成果 市に登録した市民活動団体の情報を確認できるポータルサイトを運用し、同サイトの仕組みを活用することで、助成金情報を各団体に送信するなど、情報の共有と提供に努めた。 課題 市に登録のある市民活動団体と、なやプラザの利用登録団体が別管理となっており、団体向けの情報発信などの場面において非効率な状況が生じている。 対応 なやプラザとの連携により、市民活動団体情報を一元的に管理し、効果的な情報共有体制を確立する。

基本方針3 市民協働を促進する市民活動団体の育成・強化

基本施策3-① さまざまな市民活動団体の育成

番号	取組名	取組内容	成果・課題・対応
17	市民活動団体のためのマネジメント講座の開催	市民活動団体の資質向上と活性化を図るため、市民活動の心得や効果的な情報発信などの基礎的な事項から、市民活動団体の運営方法・会計実務など、より専門的な内容までを習得できる講座を開催する。	成果 会計処理に関するものから、パソコンの操作方法、スマートフォンを活用した動画作成の方法など、市民活動団体のニーズに合わせた多様な講座を開催した。 課題 オンライン会議に関する講座など、社会情勢の変化を踏まえた、幅広い企画を展開していく必要がある。 対応 事業目的に合った多様な講座展開が図られるよう、指定管理者が行う自主事業等において、時流に沿った市民活動に役立つ情報発信を働きかける。
18	協働委託の推進	行政のさまざまな分野における公共的な課題の解決に向けて、市民協働に基づく委託事業の推進を図る。そのうち、市民活動団体に対するネットワーク形成やコーディネートが必要とされるような専門性のある業務については中間支援団体への委託化を図る。	成果 防災や空き家問題など、多様なテーマでの協働事業が展開された。 課題 応募団体が固定化する傾向が見られ、多様な団体の参加を促進する必要がある。 対応 新規を含む多くの団体が応募できる協働委託事業となるよう、現在の手法をベースに、より参入しやすい事業とするべく仕様書の見直し等を行う。
19	中間支援団体の人材育成やコーディネート機能の充実強化	中間支援団体による、それぞれの市民活動団体に対する人材育成やコーディネート機能の一層の充実強化が図られるよう取り組む。	成果 市民活動センターを運営する中間支援団体において、協働事業を企画・運営する専従職員が配置されるなど、市内各団体の人材育成が進んだ。 課題 社会情勢とともに市民活動のあり方が変化する中で、中間支援団体には、市民活動団体が必要とする支援内容を見極め、適切に対応する能力が求められている。 対応 市民活動団体に対する人材育成やコーディネート機能の一層の充実強化が図られるよう、中間支援団体に対してさまざまな形の支援を検討する。
20	自治会加入促進及び地域づくりの担い手育成等の推進	自治会活動の重要性を市民に啓発し、自治会への加入促進に取り組むとともに、地域づくりに関わる担い手の育成や地域活動の活性化に向けた支援を推進する。	成果 「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例」を施行し、自治会の意義や役割について広報・啓発を行った。 課題 自治会未加入者への対応や、地域活動の担い手不足について、引き続き、対応を検討していく必要がある。 対応 自治会活動の重要性を市民に啓発し、自治会への加入促進に取り組むとともに、地域づくりに参画する新たな担い手の育成や地域活動の活性化に向けた支援を行う。

基本施策3-② 市民活動団体等の連携強化

番号	取組名	取組内容	成果・課題・対応
21	市民活動団体間及び中間支援団体間のネットワーク形成	中間支援団体を介して、市民活動団体間の意見交換や情報交換が行われるよう、さまざまな分野におけるネットワーク形成を図る。 さらには、それらの中間支援団体が市民活動に関する情報交換や人材育成などについて意見交換するなど、相互に交流を深める場づくりを行い、中間支援団体間の連携を図る。	成果 防災や空き家問題など、多様なテーマでの協働事業が展開され、その中で課題認識を共有する団体間のネットワークが形成された。 課題 新たな分野のネットワークを構築するなど、課題認識を共有する団体間での協働を継続する必要がある。 対応 中間支援団体の育成とともに、市民活動団体間の意見交換や情報交換が積極的に行われるよう、各分野におけるネットワーク形成を支援する。
22	事業者との連携強化	市民活動団体、事業者、市の間で情報共有や意見交換ができる場づくりを進める。	成果 プロボノ活動への参加促進を軸として事業者との関係づくりを進めたほか、地域貢献を進める事業者と協働で事業に取り組むなど、多様な連携が図られた。 課題 市内事業者による地域貢献活動のさらなる展開に向けて、一層の取組強化を図っていく必要がある。 対応 取組番号29の「事業者の地域貢献活動と市民活動のマッチング」と事業目的が重複するため、本計画においては統合のうえ管理する。 【取組番号29と統合】
23	各地区「まちづくり協議会」等の活動支援	各地区の連合自治会を中心として、地縁団体や地域のNPO、ボランティア団体等が参画し、連携する各地区の「まちづくり協議会」等の充実強化に向け、地域社会づくり総合事業費補助金等による支援を実施する。	成果 地域社会づくり総合事業費補助金により、各地区のまちづくり協議会に対する支援を実施し、地域での取組の活性化に寄与した。 課題 各地区に対しては、継続性を持ったきめ細かな支援が重要であることから、現行の取組を続ける必要がある。 対応 四日市市自治会連合会と連携しながら、各地区の連合自治会を中心とした「まちづくり協議会」等の充実強化を目指し、引き続き、地域社会づくり総合事業費補助金等による支援を実施する。

基本方針4 市民協働を促進する市民活動の活性化

基本施策4-① 市民活動の拠点充実と活動の場づくり

番号	取組名	取組内容	成果・課題・対応
24	なやプラザの機能充実	気軽に情報交換のできる空間や、事務に必要な事務用機材など、市民活動団体の活動拠点に必要な機能を拡充する。	成果 トイレ洋式化や館内照明LED化など、施設の機能充実に努めた。 課題 施設の機能充実について、アンケート等で一定の評価を得たものの、利用者数の大幅な増加には繋がらなかった。 対応 計画的な長寿命化工事やふらっとサロンの整備を進めることで、市民活動センター、生涯学習センターとして利用者の安定的な確保を目指す。

番号	取組名	取組内容	成果・課題・対応
25	既存の公共施設等の利活用	旧東橋北小学校など既存の公共施設を市民活動の場としても利活用できるよう取り組む。	成果 市民活動の支援につながる講座や、市民活動団体との協働事業を橋北交流会館で開催するなど、既存施設の活用に努めた。 課題 市民活動の場として活用できる公共施設が増えたことから、各施設の特色を明確に打ち出していく必要がある。 対応 引き続き、他の公共施設の利活用について検討していくものの、市民協働の視点での評価は難しいことから、本計画へは記載しない。【本計画へは記載せず】
26	集会所建設等補助	地域住民の福祉向上やコミュニティ活動が推進される場として集会所施設が活用されるよう、自治会の行う集会所建設等について支援する。	成果 地域活動の拠点となる集会所について、集会所建設等補助によってその整備を支援し、コミュニティ活動の推進を図った。 課題 大きな課題はないものの、各地区の状況に応じた支援が重要であることから、現行の取組を続ける必要がある。 対応 地域のニーズ等の把握に努め、引き続き補助を実施する。一方、コミュニティ活動の推進を目的とした事業ではあるものの、市民協働の視点での進捗管理は難しいことから本計画へは記載しない。【本計画へは記載せず】

基本施策4-② 市民活動への支援

番号	取組名	取組内容	成果・課題・対応
27	市民が選ぶ市民活動支援の仕組みづくりの検討	市民が支援したい市民活動団体を選び、その投票に応じて市民活動団体に対し支援金を交付する、基金等を組み入れた仕組みづくりを検討する。	成果 千葉縣市川市の1%支援制度など、先行する他市事例について調査研究を進め、同様の制度が抱える課題等について整理を行った。 課題 市民活動団体が求める支援について、さまざまな検討を実施したが、制度の実現には至らなかった。 対応 市民活動に対する寄附の拡大など、市民活動を継続的に実施できる仕組みづくり、環境づくりについて、さらなる研究を進める。【取組番号30と統合】
28	民間助成金の紹介充実	民間や公共機関が実施している市民活動への助成制度の情報を収集し、市民協働のポータルサイトに掲出する。	成果 市民協働ポータルサイト上で、民間助成金実施団体等のリンクを掲載し、市民活動団体にとって有用な情報への素早いアクセスを可能にしたほか、登録団体に対し、民間助成金についてメールでの情報提供を行い、活動の支援に取り組んだ。 課題 助成金にかかる情報提供を積極的に行ったものの、問い合わせ等は少なく、周知方法について工夫をこらす必要がある。 対応 民間助成金のほか、県・市の制度を含む多岐にわたる助成金の紹介を求める声があることから、引き続き、「地域団体への助成制度のしおり」を作成する。また、周知啓発方法についても検討を行う。

番号	取組名	取組内容	成果・課題・対応
29	事業者の地域貢献活動と市民活動のマッチング	市内で地域貢献活動を行う事業者と市民活動団体が連携、協力し合えるよう、中間支援団体を介したマッチングの仕組みづくりを進める。	成果 プロボノ1DAY チャレンジでの支援を通じて、事業者との新たなつながりが生まれたことで、活動の場が増加した市民活動団体が見られた。 課題 上記のような成果があったものの、その件数は限られており、これらの取組をより一層拡大していく必要がある。 対応 事業者の地域貢献活動と市内の市民活動団体をつなぎ、協働事業を実現できるよう企業訪問、情報収集、情報提供を継続的に実施する。【取組番号22と統合】
30	市民活動への寄附促進に向けた環境づくり	広く市民等や事業者から市民活動への協力を得るため、例えば寄附付き商品の開発や販売、広報などの取組を支援するなど、さまざまな機会を通じて寄附を募る環境づくりに取り組む。	成果 大阪府大阪市のご当地 WAON など、電子マネー等を用いた市民活動支援の仕組みについて先進事例の研究を行い、課題等の整理を行った。 課題 電子マネー等による寄附促進の仕組みづくりや寄附付き商品の開発・販売などについて、事業化には至らなかった。 対応 市民活動団体への寄附や支援の仕組みづくりについて、さらなる研究を進めるにあたり、取組番号27の「市民が選ぶ市民活動支援の仕組みづくりの検討」と統合のうえ管理する。【取組番号27と統合】
31	市民活動の相談窓口の充実	市民の意欲的な活動をバックアップするため、市民活動や市民協働にかかる相談に応じるとともに、中間支援団体や関係機関との連携を図った相談対応を行う。	成果 市民協働安全課において、NPO設立に際して必要な手続きの案内を行うなど、相談窓口としての機能を果たしたほか、なやプラザの市民活動相談件数は増加傾向にあり、相談窓口としての認知度が向上している。 課題 なやプラザでの相談体制が整備されてきたことから、より多くの相談者に来館してもらえるよう周知を図る必要がある。 対応 相談体制の維持に加え、団体同士をつなげるコーディネート機能を併せ持つなど機能強化を図りつつ、相談窓口にかかる積極的な周知を行う。
32	市民活動総合保険制度の提供	市民活動中の事故等に起因した損害等に対する補償制度を提供する。	成果 計画期間に発生した市民活動中の事故について補償を行い、幅広く市民活動の下支えを行っている。 課題 他市における同様の制度を参考とするなど、市民サービスの低下を招くことのないよう、細心の注意を払う必要がある。 対応 安心して市民活動に参加できる環境づくりが重要であることから、現行制度を安定的に継続する。

第 3 章 四日市市における市民協働の課題

四日市市における市民協働の課題

本計画の策定にあたり、前章までを踏まえつつ、本市における市民協働の促進に向けた課題を以下のとおり整理します。

(1) 市民協働の入り口へのいざない

市民協働に対する周知・理解を図るため、平成 29 年度（2017 年度）から 3 か年、広報よっかいちでの「ツナガル市民協働」の連載や、市民活動情報ポータルサイト「ツナガルよっかいち」の開設など P R を行ってきましたが、市民等の市民協働に対する認知度は高いとは言えず、市民活動への参加につながるケースも多くないというのが現状です。

また、市民活動団体が市民協働に取り組む際に活用できる「市民協働虎の巻」（手引書）を作成し、出前講座などを通じて周知を図ってきましたが、活用機会はこちら数年横ばいの状態が続いています。

今後、市民協働の意義や必要性、取組を進めることによるメリットなどを市民等へ積極的に発信し、地域課題にかかる解決策を共に考え、実践していくことが求められます。

(2) 人材育成の発展と展開

市民協働の担い手を育成するため、地域づくりマイスター養成講座を開講し、毎年 20 名前後の修了生を輩出しています。修了生が各地区で活躍されている一方、修了生が集うグループの立ち上げや地区の垣根を超えた情報交換・交流などの展開には至っていません。

また、多様な主体間での協働に必要な調整やマネジメント手法の習得を目的に開講した市民協働コーディネーター養成講座では、数名の修了生が自ら事業を企画立案・実践するなど積極的な展開が図られたものの、ビジネスの手法で地域課題の解決を図るコミュニティビジネス創生塾では、講演会及び連続講座の参加者から、起業家の輩出には至りませんでした。

今後も、さまざまな市民協働の場面で活躍していただく人材を育成するため、市民等に多様な学びの機会を提供するとともに、講座修了後の活動の場を提供するなど、さらなる発展を促すことが課題となっています。

(3) それぞれの課題に効果的に取り組める自発的なマッチング

専門的能力を持ち、社会貢献をしたいと考えている社会人と市民活動団体をつなぐプロボノ活動は、大きな成果があったといえますが、新たな支援先団体の掘り起こしなど、引き続き活動を継続させるための取組が望まれます。

また、なやプラザ市民協働まつりは、団体間の交流や各団体の情報発信の場となっているものの、新たな協働の取組が生まれる機会は少なく、運営の工夫が求められます。

さらに、市内各地区の地域課題に対して、地縁団体と N P O ・ボランティア団体とが協働して活動している事例は限られており、市民活動団体の担い手が高齢化・固定化していることも懸念されます。

今後、地域において顕在化する課題の解決に向け、地縁団体やNPO・ボランティア団体、事業者等が有機的・自発的に連携・協働するマッチングの仕組みを構築し、さまざまな相乗効果を生み出すことが課題となっています。

(4) 市民協働に取り組む市民の“止まり木”となる拠点の形成

誰もが利用できる交流の場として、なやプラザ内に「市民協働ふらっとサロン」が整備されましたが、今後さらに利用しやすく有意義な場にするための取組が求められます。

また、市民協働や市民活動に関心があっても、どのように活動に取り組めばいいかわからない市民等に対する支援方策の充実と周知も求められます。

今後、イベントだけでなく日常において、さまざまな個人・団体が気軽に参加・交流し、新たな協働の取組につながる“止まり木”的な場の創出が課題となっています。

(5) 協働委託のさらなる進化と深化

市民活動団体による協働委託事業は、前計画期間を通して拡大してきました。団体のなかには、自主的な提案により事業創出に成功したところがある一方、委託事業の担い手として、委託内容や品質の確保に課題のある団体もみられました。

今後、プロボノの活用等による事業品質の確保や、持続可能性を意識した事業への挑戦に対する後方支援など、協働委託のパートナーとして、市民活動団体がステップアップを行う際の支援体制の確立が課題となっています。

(6) 人材確保や協働の取組による地縁団体の活動強化

本市は、24 地区市民センターを核とした地域自治体制を確立し、高い自治会加入率を背景として地縁団体による積極的な活動が展開されています。また、自治会加入促進条例が施行され、自治会機能のさらなる維持・強化に向けた取組が進められています。

一方で、地縁団体の担い手となっている人材の高齢化、地縁組織に対する理解や地域のつながりの希薄化などにより、活動の維持が困難になることが懸念されています。

今後、市民等に対して地縁団体に対する理解・参画を促し、人材の確保を図るとともに、地域課題に対してNPO・ボランティア団体との連携・協働で取り組むなど、地区ごとの特性や課題に応じた活動の展開を支援し、地域自治の中核をなす地縁団体の活動強化を図ることが課題となっています。

(7) 市民活動団体の良きパートナーとしての市役所の協働力の向上

本市では、市民協働促進条例の施行以降、さまざまな階層での研修や、協働による取組の調査などを通じて、市職員の市民協働に対する認知度の向上を図ってきました。しかしながら、市民協働の取組に対する理解度、各課における市民協働の導入・活用への姿勢には、ばらつきがみられます。

今後、市職員に対する市民協働のさらなる理解の促進を図り、全庁的に市民協働に取り組む意識を醸成することで、より発展的な市民協働の展開を図ることが課題となっています。

(8) 新しい生活様式（with コロナ）の時代における協働のあり方

これまで市民協働は、講座や研修などの人材育成、市民活動団体の会合、プロボノ活動などあらゆる場面において、対面によるコミュニケーションを前提としてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、適切な距離の確保や感染予防対策、ICTの活用など、新しい生活様式に応じた市民協働のあり方を模索することが求められています。

また、前計画の推進を通して積み上げてきた市民活動団体の社会的信用力をさらに高めるとともに、より多くの活動を展開するため、次の発展段階を見据えた、新たな「市民協働のカタチ」の確立が望まれます。



第 4 章 四日市市における市民協働の基本的な考え方

1. 基本理念

本市における市民協働の基本理念は、市民協働促進条例第3条で定められています。

市民協働促進条例では、自治基本条例の基本理念にのっとり、各主体が持つ情報を共有することにより協働を進め、お互いの長所を生かしつつ足りない部分を補いあうことにより、さまざまな課題の解決を図り、市民参加のもと、豊かで活力のある地域社会づくりを進めることを基本理念としています。

この基本理念では、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市が、対等な立場でお互いの特性を理解し、それぞれの役割に応じて連携・協働し、まちづくりに取り組む必要があることを明確にしています。

また、市が市民活動団体を支援する際には、市民活動団体が自主性・自立性を持って活動することを理解・尊重し、支援内容・手続き方法等について情報を公開するなど、公平性、公正性及び透明性を確保する必要があることについても明記しています。

【市民協働促進条例第3条】

- 1 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、四日市市市民自治基本条例（理念条例）（平成17年四日市市条例第1号）第3条に掲げる基本理念にのっとり、市民協働及び市民自治の実現に努めなければならない。
- 2 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、互いに対等の立場であることを自覚するとともに、それぞれの役割を理解し、市民協働の実現に努めなければならない。
- 3 市が市民活動団体を支援するに当たっては、市民活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続きが公平かつ公正で、透明性の高いものでなければならない。

2. 市民協働における各主体の役割と領域

(1) それぞれの主体の役割

市民協働促進条例では、市民協働を促進していくうえでの市民等、市民活動団体、議会、事業者、市の役割を以下のように定めており、本計画でも同様に位置づけます。

【市民協働促進条例】

(市民等の役割／第4条)

○市民等は、市民協働の意義を理解し、それぞれが互いに連携しながら主体的に市民活動及び市民協働に参加し、並びに第11条に定める計画の策定に参画するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割／第5条)

○市民活動団体は、市民活動を実施するとともに、その活動が広く市民等に理解されるよう努めなければならない。

(議会の役割／第6条)

○議会は、市民自治基本条例第14条第2項の規定に基づき、議会としての市民参加及び市民協働に係る制度を導入するよう努めなければならない。

(事業者の役割／第7条)

○事業者は、市民活動に関する理解を深めるとともに、その促進に協力するよう努めるものとする。

(市の役割／第8条)

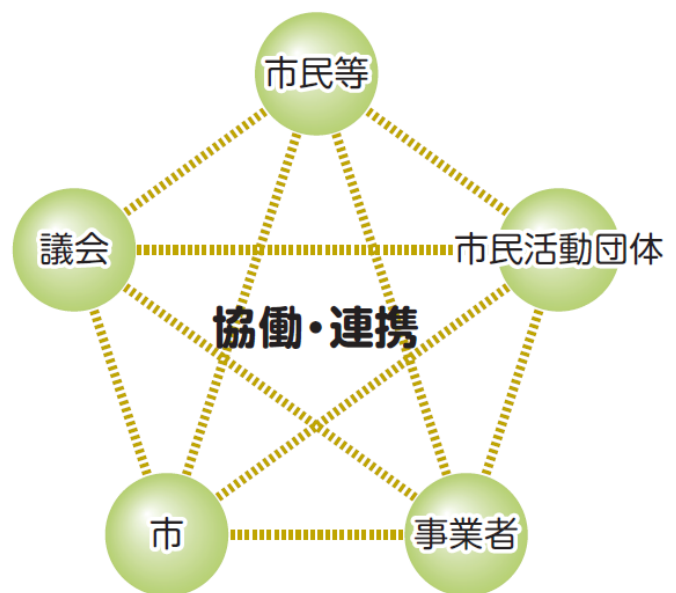
○市は、市民活動を促進する施策を実施し、市民自治が実現されるよう努めなければならない。

○市は、市職員に対して市民協働に関する啓発、研修等の実施に努めなければならない。

(2) 市民協働の領域

市民が幸せに暮らせる、個性的で豊かな地域社会を築くためには、行政がまちづくりに関する種々の課題を一手に担うのではなく、市民等一人ひとり、市民活動団体や事業者などさまざまな主体が「公共の担い手の一人」として役割を果たすことが必要不可欠です。

そのため、市民協働の基本理念に基づき、それぞれの主体間で協働・連携を進めていくことが重要です。



市民協働の担い手と領域のイメージ

3. 市民協働に向けた心構え

基本理念のもと、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、市民協働を「自分のこと」として捉え、知恵と能力を持ち寄り、お互いの活動を尊重しつつ、同じ方向に向かって協働の取組を進めることが大切です。

このため、市民協働を進めるための心構えとして、以下の5つを掲げています。①～③については、市民協働に関わるすべての人の心構えを、④、⑤では、実際に協働事業を進めていく際の各主体の心構えを説明しています。

①対等な関係を構築します

市民協働には、必ず、協働の相手が存在します。その相手と互いに対等の立場であることを自覚したうえで、より良い協働の関係を築きます。

②相互に理解します

市民協働においては、お互いの長所を生かしつつ、足りない部分を補い合うことで、さまざまな課題の解決に結びつけることが大切です。お互いの考えや特性を理解し、尊重しながら協働の取組を進めます。

③自主性と自立性を尊重します

市民協働を担うそれぞれの主体は、それぞれに独立し、自主性と自立性を持って活動しています。そのことを理解・尊重し、相手の活動に干渉したり、自立性を阻害したりすることのないようにします。

④公平・公正と透明性を確保します

上記の「対等な関係」「相互の理解」「自主性と自立性」を保つうえでは、透明性の高い取組を進めることが重要です。市民協働を担うそれぞれの主体は、自らの情報を積極的に公開することによって、理解し合い、信頼し合える関係を築きます。

特に、市が市民活動団体の活動などを支援するにあたっては、支援の内容や手続きが公平・公正であることと、透明性を確保します。

⑤目標と検証結果を共有します

市民協働においては、その取組の目的、目標を共有することが大切です。何のために協働し、どんな成果を期待するのかといったことをお互いに共有しながら、取組を進めます。併せて、協働して取り組んだ結果を検証し、お互いに讃えあうなど、次の機会につなげていきます。

4. 市民協働の基本方針

第3章での四日市市における市民協働の課題を踏まえたうえで、市民協働を促進していくための基本方針を以下の4つに整理し、それぞれの主体との連携・協働により具体的な取組を展開します。

基本方針1 市民協働につながる情報の発信と担い手の育成

1-① 市民協働に関する情報の発信

1-② 市民協働を担う人材の育成

市民等に対し、市民協働への関心を高め、参加を促すため、市民協働や市民活動について情報提供を行うとともに、各主体間の相互理解を深め、市民協働につながる共通認識を築けるよう、市民活動にかかる情報の効果的な発信を支援します。

また、市民協働に関わるさまざまな活動の担い手となる人材の育成に取り組み、その後の活動の活性化につなげます。

基本方針2 市民協働の推進力となる市民活動団体の強化

2-① 市民活動団体の活性化

2-② 地縁団体による活動の継続に向けた支援

さまざまな社会課題の解決に取り組むNPO・ボランティア団体、地域に根差したまちづくりを行う地縁団体が、それぞれの特性に応じた活動や市民協働の取組を展開することができるよう、市民活動の拠点の充実や活動の場づくりを進めるとともに、市民活動が円滑に進むための支援の充実を図ります。

基本方針3 市民協働を下支えする“つながり力”の強化

3-① 多様な市民活動団体の交流・連携

3-② 市民協働の手法を活用した取組の展開

NPO・ボランティア団体や地縁団体、地域貢献に関心を持つ事業者、市をはじめとした公的な機関など、さまざまな主体が交流・連携を図り、将来的な協働につながるよう、中間支援機能の充実を支援するとともに、交流の場の提供や各地区において多分野の団体が参画する「まちづくり協議会」等の充実強化を図ります。

基本方針4 市民協働を展開する活動環境の強化

4-① 協働のパートナーとしての市役所力の向上

4-② 新たな時代に応じた市民協働の促進

本市における市民協働をより一層促進させるため、市民協働の担い手のひとつである市役所内の各部局において、情報の共有や各種研修の活用により、市民協働事業の推進にかかる理解と積極性を高めます。

また、市民活動団体の活動状況や社会環境の変化に応じて、資金調達や組織強化など発展段階に応じた協働手法を模索する一方、with コロナ・アフターコロナの時代を見据え、新技術等を活用したコミュニケーションの導入支援など、新しい時代の市民協働のあり方について検討・導入を進めます。

第 5 章 基本方針ごとの方向性と主な取組

市民協働を促進していくために掲げた4つの基本方針ごとに、その方向性と主な取組を以下のように位置づけます。

基本方針1 市民協働につながる情報の発信と担い手の育成

目 標	幅広い世代の市民に対し、伝わりやすい情報の発信や多様な学びの場の提供を通じて、市民協働に対する理解・関心を高め、具体的な活動につなげることを目指します。
-----	--

【基本方針の実現のための指標（ものさし）】

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
地域づくりマイスター養成講座の修了者数（累計）	249人	380人
なやプラザホームページのアクセス数	年間約39,600件	年間55,000件
なやプラザ広報紙の配架箇所数	70箇所	80箇所

1-① 市民協働に関する情報の発信

市民の市民協働に対する認知度をより一層高めるため、市民協働や市民活動団体等に関する情報を、さまざまな媒体を利用して発信するとともに、高校生や大学生など若い世代の参加機会を提供します。

主な取組

No.	取組名	取組内容
1	「市民協働虎の巻」(手引書)の随時更新	市内の最新事例を取り入れた、あらゆる世代の市民にとって読みやすい手引書を作成する。
2	市民協働の認知を高める広報の充実	市民協働についての認知度を高めるために、市民協働虎の巻やなやプラザニュース等を積極的に配布する。
3	市民協働のPR推進	なやプラザホームページ等さまざまな機会・媒体を活用し、市民協働の担い手である市民活動団体の取組を広く周知する。
4	【新規】若者が市民活動に参加しやすい環境づくり	高校生や大学生など、若い世代に市民活動や地域活動に興味を持ってもらえるようイベント等を開催し、積極的な情報発信を行う。
5	市民協働情報のプラットフォーム化	団体紹介やボランティア情報をなやプラザのホームページに集約し、一元管理による効果的な情報発信を展開する。

1－② 市民協働を担う人材の育成

市民協働の関心から活動につなげるため、市民等を対象とした体験の機会や講座を提供するとともに、発展段階に応じた質の高い各種講座を開催します。

主な取組

No.	取組名	取組内容
6	市民協働の出前講座の実施	市内の市民活動団体や地縁団体からの要望に応じて、市民協働の事例を用いた出前講座を実施する。
7	小・中学生の市民協働体験の実施	小学生・中学生を対象に、協働による地域づくりの実践が体験できる講座やイベントを開催する。
8	退職予定者への市民協働セミナーの開催	市民協働の実践や地縁団体での活動への積極的な参加について呼びかけを行う。
9	市民協働コーディネーターの活動支援	複数の団体による連携など、協働にかかるコーディネートを行うことができる人材を育成する。
10	地域づくりマイスター養成講座の開催	まちづくりのリーダー養成を目的として、時流を捉えた講座となるよう、随時内容のブラッシュアップを図る。



基本方針2 市民協働の推進力となる市民活動団体の強化

目 標	本市における市民協働をより一層推進するため、仕組みづくりや相談機能の充実などさまざまな支援を行い、地縁団体やNPO・ボランティア団体など各々の市民活動団体の強化を目指します。
-----	---

【基本方針の実現のための指標（ものさし）】

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
新規届出市民活動団体数	85 団体	100 団体
なやプラザ利用満足度	83.7%	90%
自治会の加入率	85.3%	90%

2－① 市民活動団体の活性化

持続可能な市民協働の促進を図るため、市民活動団体の抱える課題に対して、自己資金の調達などさまざまな側面からの支援を行い、活動の活性化を図ります。

主な取組

No.	取組名	取組内容
11	市民活動団体応援講座の開催	市民活動団体が抱える課題の解決に役立つテーマを設定するなど、多様な講座を開催する。
12	市民が選ぶ市民活動支援の仕組みづくりの検討	市民活動団体への財政的支援について、新たな仕組みづくりを検討する。
13	なやプラザの機能充実	市民活動センターとしての役割を強化するべく、市民活動団体にとって使いやすい施設となるよう、さらなる機能の充実を図る。
14	市民協働相談窓口の活性化	なやプラザ等において、市民協働にかかる相談、積極的な情報提供を行う窓口を運営する。
15	民間助成金の紹介充実	なやプラザホームページを活用し、民間企業や団体が主催する助成金事業の情報をきめ細かく紹介する。
16	市民活動総合保険の継続的な提供	引き続き、市民活動中の事故等に起因した損害等に対する補償制度を提供する。

2-② 地縁団体による活動の継続に向けた支援

地縁団体の維持・強化を支援するとともに、自治会加入の促進を図ります。

また、地域の特性や課題に応じた地域づくりに向け、まちづくり協議会の活動支援を行うとともに、地縁団体とNPO・ボランティア団体、事業者との連携による取組を促します。

主な取組

No.	取組名	取組内容
17	自治会加入促進条例の周知・啓発	自治会の意義や役割に関する広報・啓発に努め、自治会への加入促進、自治会加入率の維持向上に取り組む。
18	「まちづくり協議会」等の活動支援	各地区の「まちづくり協議会」等の充実強化に向け、地域社会づくり総合事業費補助金等による支援を継続して実施する。
19	【新規】地縁団体との連携強化	地域課題の解決に向けて、地縁団体が市民協働の手法を取り入れることのメリットを訴え、具体的な事業へと繋げていく。



基本方針3 市民協働を下支えする“つながり力”の強化

目 標	多様な主体間が情報や意見を交換する場の提供、コーディネート機能の向上などを通じて、市民活動団体同士の連携・協働につなげることを目指します。
-----	---

【基本方針の実現のための指標（ものさし）】

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
なやプラザ利用者数	年間 51,745 人	年間 58,000 人
なやプラザ市民協働まつり参加者数	438 人	600 人
プロボノ活動支援事業に参加したプロボノワーカーの所属企業・団体数	のべ 24 社	のべ 30 社

3－① 多様な市民活動団体の交流・連携

市民活動団体がそれぞれの特色や魅力を生かして相乗効果を生みだせるよう、交流・連携の機会を提供するとともに、市民協働ふらっとサロンの活用などによる市民活動団体同士のネットワークの構築を図ります。

主な取組

No.	取組名	取組内容
20	なやプラザ市民協働まつりの開催	出展者同士が交流し、その後の活動につながる関係を築ける・生かせるきっかけとなる場づくりを行う。
21	中間支援団体の発掘及び機能強化	新たに中間支援を行う団体を掘り起こすとともに、中間支援団体による人材育成やコーディネート機能の充実強化に取り組む。
22	市民活動団体の登録情報の共有化	情報の登録窓口をなやプラザに一本化し、市内で活動する団体に関する情報のデータベース化を進める。
23	市民協働を促進するネットワークの形成	地域課題の解決を目的として、市民活動団体が他の市民活動団体や事業者等とネットワークを形成する取組の促進を図る。
24	市民協働ふらっとサロンの整備・運営	なやプラザにおいて、市民協働ふらっとサロンの整備を進め、効果的なソフト事業を展開する。

3-② 市民協働の手法を活用した取組の展開

地域課題の解決に向けた協働の手法を用いた取組がより一層広がるよう、市の協働委託事業の質の向上や規模の拡大を図るとともに、市民等や事業者と市民活動団体との連携・協働を促します。

主な取組

No.	取組名	取組内容
25	「プロボノ」支援事業の推進	これまでの企業に勤める社会人等と市民活動団体をつなぐ事業を継続しつつ、支援する社会人を市内に限らず募集するなど、新たな工夫を加えて、内容の充実を図る。
26	協働委託の推進	多くの団体が応募可能な協働委託事業となるよう、また、地域課題に合ったテーマ設定となるよう随時内容の見直しを行い、PDCA サイクルに沿った事業推進を図る。
27	【新規】各部局主管課への市民協働担当の配置	各部局主管課へ市民協働担当職員を配置し、連携・相談体制を構築のうえ、これらの職員を介して市と市民活動団体を繋ぐ。
28	事業者の地域貢献活動と市民活動のマッチング	事業者の社会貢献活動と市内で活動する市民活動団体とのマッチングを進めることができるよう、企業からの情報収集、市民活動団体のニーズ把握を継続的に実施する。



基本方針4 市民協働を展開する活動環境の強化

目 標	今後の市民協働をより円滑に進められるよう、行政内部での協働に対する理解と取組の推進を図るとともに、時代や環境の変化に適応した市民活動団体への継続的な支援を目指します。
------------	---

【基本方針の実現のための指標（ものさし）】

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
市民協働事業における庁内連携の部署（所属）数	13 所属	20 所属
なやプラザでの市民活動相談件数	年間 97 件	年間 130 件
市民活動団体向け講座の受講者数	年間 247 人	年間 300 人

4－① 協働のパートナーとしての市役所力の向上

市民協働による地域づくりを積極的に展開するため、行政内部の協働に対する理解の向上と協働委託等の取組拡大を図ります。

主な取組

No.	取組名	取組内容
29	【新規】市職員の協働力アップ	市民協働を理解し、実践につなげるための手法を学ぶ機会を提供し、全庁的な市民協働の意識醸成を図る。
—	【新規】各部局主管課への市民協働担当の配置【再掲】	各部局主管課へ市民協働担当職員を配置し、連携・相談体制を構築のうえ、これらの職員を介して市と市民活動団体を繋ぐ。
—	協働委託の推進【再掲】	多くの団体が応募可能な協働委託事業となるよう、また、地域課題に合ったテーマ設定となるよう随時内容の見直しを行い、PDCA サイクルに沿った事業推進を図る。

4-② 新たな時代に応じた市民協働の促進

市民活動団体の社会的信用力の向上や事業の拡大を図るとともに、新技術や新手法を活用した活動を支援するため、各種情報の提供や学習機会の提供などを推進します。

主な取組

No.	取組名	取組内容
30	【新規】市民活動団体の新技術導入に対する支援	なやプラザを中心に、ICT を生かした会議手法など専門性を有する団体とその支援を受けたい団体とをつなぐ事業を推進し、情報リテラシーの向上を図る。
—	市民協働相談窓口の活性化【再掲】	なやプラザ等において、市民協働にかかる相談、積極的な情報提供を行う窓口を運営する。
—	なやプラザの機能充実【再掲】	市民活動センターとしての役割を強化するべく、市民活動団体にとって使いやすい施設となるよう、さらなる機能の充実を図る。
—	市民活動団体応援講座の開催【再掲】	市民活動団体が抱える課題の解決に役立つテーマを設定するなど、多様な講座を開催する。



第 6 章 計画の推進にあたって

1. 計画の周知と共有

市民協働に関連する各々の主体は、市民協働促進条例第3条の基本理念を踏まえ、本計画の推進に取り組むこととなっています。

このため、それらの主体に広く理解を促し、具体的な活動につなげるため、さまざまな手法により本計画の周知に努めます。

また、本計画に位置づけた個々の事業や活動内容が共有されるよう、積極的に広報、啓発活動を行います。

2. 計画の推進と進捗管理

本計画の効果的な推進を図るため、市民協働庁内推進会議を定期的で開催し、あらゆる部局が、積極的に市民協働に取り組むことができる体制を構築します。

また、市民協働促進条例第12条に基づく四日市市市民協働促進委員会を引き続き開催し、本計画に掲げる事業の進捗状況及び取組の検証を行い、以後の事業内容に反映させるなど、PDCAサイクルの仕組みに沿って計画を推進します。



資料編

1. 本市が市民協働により実施している取組

市が、基本方針1～4に基づき、市民等、市民活動団体、事業者などと協働して実施している取組は次のとおりです。

(1) 委託による取組

番号	取組名	取組内容	担当部署名
1	防災倉庫・水防倉庫点検業務	各地区防災組織等が各地区に設置されている防災倉庫と水防倉庫の点検を実施	危機管理室
2	地区防災組織連絡協議会調査研究委託	四日市市地区防災組織連絡協議会役員会において、市が提案する行政事項にかかる協議やブロック会議における連絡調整及び意見聴取等の調査研究活動を実施	危機管理室
3	人権のまちづくり事業	地域課題の解決や文化の継承などに取り組むことで、差別意識の解消を図る「人権のまちづくり」を、地域団体と協働して実施	人権センター
4	人権・同和教育推進業務	住民が主体となり、住民自ら人権が尊重されるまちづくりに取り組む啓発活動を、各地区の人権・同和教育推進協議会等と協働して実施	人権センター
5	神前大日山環境保全事業業務委託	地元住民を中心とした「神前里山を守る会」に市有地の間伐、伐採、除草、清掃、植樹等の環境保全事業の業務委託を行い、「神前大日山」の環境を整備	管財課
6	桜財産区環境整備事業委託	地元の連合自治会に対し、桜財産区に植樹した樹木の周辺の下草刈や枝打ち、施肥、樹木の補助枠の補強修理作業等を委託し、桜財産区の環境を整備	管財課
7	消費者啓発事業	市民活動団体が行う、自立した消費者を目指す活動や市民の消費生活の向上を図るための活動に対し支援	市民生活課 (市民・消費生活相談室)
8	外国人市民向け防災啓発事業	地震等の災害に関して外国人市民の危機意識の向上を図り、災害時の対応や共助についての啓発を行うため、笹川地区の自治会やUR、県営住宅の外国人市民向け防災訓練を支援	市民生活課 (多文化共生推進室)
9	笹川子ども教室事業	笹川地区において地域団体、ボランティア等と連携し、日本語の指導等が必要な児童生徒に、日本語能力の向上と日本社会・文化の理解促進や、学習習慣の定着を支援	市民生活課 (多文化共生推進室)
10	日本語学習支援体制づくり事業	外国人市民の日本語学習環境の充実を図るため、国（文化庁）の補助金を活用し、三重県と連携を図りながら、ボランティアによる日本語教室ネットワーク会議の開催、日本語学習支援者育成研修などを実施	市民生活課 (多文化共生推進室)
11	地域社会の一員として豊かに暮らすための日本語教室事業	笹川地区に居住する、就労等により昼間日本語教室等に通えない外国人市民に対して、日本語によるコミュニケーション能力や、就労につながる日本語能力を向上させるために、ボランティアによる夜間の日本語教室を実施	市民生活課 (多文化共生推進室)
12	日本語学習支援等事業	ボランティアによる外国人市民に対する日本語学習支援（日本語サークル）、日本語学習支援ボランティア養成事業などを実施	市民生活課 (多文化共生推進室)
13	小・中学生対象の市民協働体験事業	小・中学生を対象とした協働による地域づくりの実践ができる講座やイベントの開催を市民活動団体へ委託	市民協働安全課

番号	取組名	取組内容	担当部署名
14	事業者の社会貢献活動との協働事業	事業者のCSR活動等との協働・連携や寄附商品の開発などを委託して実施	市民協働安全課
15	市民活動団体のネットワーク形成事業	市民活動団体が中間支援団体を含む市内で活動する他団体と連携・協働できるネットワーク形成のための事業を実施	市民協働安全課
16	地域活動とボランティアをつなぐプラットフォームづくり事業	自治会等へ社会貢献活動に取り組みたいボランティアを紹介する仕組みの創設を委託により実施	市民協働安全課
17	プロボノ活動支援事業	専門的能力を生かして社会貢献をしたい社会人と、それらの人材から支援を受けたい市民活動団体をマッチングする「プロボノ活動支援」を実施	市民協働安全課
18	市民芸術文化祭開催にかかる企画・運営委託	さまざまな文化団体による各種文化事業を市民文化祭として取りまとめ、年間を通じて広く市民に参加・鑑賞の機会が開かれるよう企画運営を委託して実施	文化振興課
19	四日市市美術展覧会開催事業	市民の創作意欲を高めるとともに、美術に対する理解を一層深め、本市の美術水準の向上に寄与する美術展開催を公益財団法人四日市市文化まちづくり財団へ委託して実施	文化振興課
20	市民大学（一般クラス）講座の企画運営委託	市民の多様な学習意欲に応え、学習機会を提供する市民大学（一般クラス）について、市民団体、グループに企画・運営を委託して実施	文化振興課
21	はもりあカレッジ	男女共同参画への理解や関心を高め課題を市民と行政が共有すること及び市民グループの自主活動能力の向上を目的とした連続講座を、市民グループに企画運営を委託して実施	男女共同参画課
22	男女共同参画センター夜間開館管理運営業務委託	3年以上男女共同参画センターに登録があり、男女共同参画推進事業の実績がある登録グループに、センター夜間開館管理運営業務を委託	男女共同参画課
23	ふれあいいきいきサロン推進事業	高齢化が進む中、介護予防の推進がさらに重要となることから、地域で介護予防に資する取組を行う「ふれあいいきいきサロン」の育成・支援を実施	高齢福祉課
24	健康づくり市民協働事業	地域の中で継続的に実施できる住民主体の介護予防を推進する一環として、住民自らが介護予防ボランティアとして活動できる事業を実施	高齢福祉課
25	ふれあい農園運営事業	障害者施設事業を営む社会福祉法人に、障害者が農作業を通じて自然と親しみ、幅広く交流を図るために設置したふれあい農園や収穫祭の運営管理を委託	障害福祉課
26	障害者等地域生活支援養成事業	障害者の自立と社会参加を促進するため、市民や関係機関との情報交換や勉強会を行うとともに、市民向けの講演会を四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会に委託して開催	障害福祉課
27	健康ボランティア事業	市民の自主的な健康づくりを推進するため、健康ボランティア団体に、生活習慣病予防・食生活改善などの活動を委託して実施	健康づくり課
28	こころの健康講座（継続研修）事業	こころの健康づくり等の普及啓発を図るため、当事者理解を深める講座の企画、実施を精神障害者作業所に委託	保健予防課
29	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを助けてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員になって相互の信頼と了解のもとに助け合う相互援助活動を市民活動団体に委託して実施	こども未来課

番号	取組名	取組内容	担当部署名
30	地域子育てサロン事業	子育て家庭が地域でつながり安心して子育てできるよう、地域住民が主体となって、地域内で子育て家庭が集える場としてのサロンの開催を市社協に委託	こども未来課
31	子どもの生活リズム向上事業	学校園・家庭・地域社会が連携のもと、子どもの生活リズムを向上させるためのさまざまな活動に取り組む学校園を指定し、それぞれの推進委員会に委託	こども未来課（青少年育成室）
32	子どもと若者の居場所づくり事業	青少年が気軽に集い大人とも語り合える居場所の提供及び、子どもや若者の自主活動の支援や助言・相談業務を、公募により市民活動団体に委託	こども未来課（青少年育成室）
33	家庭教育講座委託事業	市内各幼稚園・小学校・中学校PTAに、家庭教育に関わる研修会・講演会の実施を委託し、保護者にとって参加しやすい機会・場を設定し、学習の機会を提供	こども未来課（青少年育成室）
34	こんにちわ赤ちゃん訪問	乳児家庭の孤立防止のため、おおむね生後4か月の乳児がいる家庭への全戸訪問を通じた子育て情報の提供・支援を市民活動団体に委託	こども保健福祉課
35	伊坂・山村ダム周辺緑地管理委託	管理区域内の除草・清掃・ゴミ収集等、周辺パトロールや、施設の修繕・サイクリングコースの整備等を公益財団法人四日市市文化まちづくり財団に委託	観光交流課
36	伊坂ダムサイクルパーク休憩施設管理委託	伊坂ダムサイクルパークの休憩施設における館内の見回りなどの安全管理や、利用者への注意喚起など、施設の管理運営を公益財団法人四日市市文化まちづくり財団に委託	観光交流課
37	中心市街地活性化への取組	商店街等において、実業系高校による中心市街地の活性化に向けた取組の成果発表を実施	商工課
38	市民菜園管理運営	市内に開設した市民菜園等の運営管理等を市民に委託	農水振興課
39	特定外来生物捕獲・処分委託	市民からのアライグマ及びヌートリアに係る情報提供等により、四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく特定外来生物の捕獲・処分を猟友会へ委託して実施	環境保全課
40	エコパートナーシップ推進事業	環境活動を行う市民などをエコパートナーとして登録し、市民の環境意識の向上と環境活動をより深く浸透させるため、エコパートナーからの提案による環境施策事業を委託して実施	環境保全課／四日市公害と環境未来館
41	環境学習事業等運営業務委託	市民が人と環境の関わりについて理解と認識を深めるため、市民活動団体と協働して行う環境学習事業を委託して実施	四日市公害と環境未来館
42	四日市あすなろう鉄道を活用したまちづくり事業	四日市あすなろう鉄道を活用した企画の提案を募り、市民主体によるまちづくり活動を実施	都市計画課
43	里山保全事業	市街地周辺の貴重な里山を保全するため、都市緑地法に基づき地権者と市との契約により開設した市民緑地において、住民や地域団体との協働による整備・維持管理を実施	市街地整備・公園課
44	河川の草刈作業の自治会等への業務委託	河川（準用河川）の除草業務の内、一定の範囲内で地元等の協力が得られた箇所について自治会等に委託して実施	河川排水課
45	学校プール運営委託業務	市立小学校での夏季休業期間中におけるプール運営業務を各小学校PTAに委託して実施	教育総務課

番号	取組名	取組内容	担当部署名
46	文化財維持管理事業	史跡等の草刈・樹木剪定等清掃業務を地元の保存会等に委託して実施	社会教育・文化財課
47	旧四郷村役場維持管理事業	週に1度の建物の開放等、市指定有形文化財旧四郷出張所の管理業務を、地元の市民活動団体に委託して実施	社会教育・文化財課
48	ふるさとの道維持管理事業	四郷ふるさとの道にあるトイレ2ヶ所の清掃を地元の老人会、婦人会に委託して実施	社会教育・文化財課
49	久留倍官衙遺跡公園管理業務委託	久留倍官衙遺跡公園の管理業務（草刈・鍵管理・屋外トイレ清掃一式）を久留倍官衙遺跡公園管理会（地元市民団体）に委託	社会教育・文化財課
50	旧四郷村役場活用事業	旧四郷村役場工事後にリニューアルオープンする際、展示資料の充実を図るため、所蔵する古文書の調査を四郷郷土資料保存会（地元市民団体）に委託して実施	社会教育・文化財課
51	点字・録音図書資料作成業務	点字・録音図書資料の作成について、音訳・点訳のノウハウを持った図書館ボランティアに委託して実施	図書館
52	四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会委託業務	収蔵品の整理、季節に応じた展示替え、来館者案内・説明、普及啓発に関する事業の実施、資料館の活用と広報活動等を地元の保存運営委員会に委託して実施	博物館

（2）補助金等を活用する取組

番号	取組名	取組内容	担当部署名
53	地区防災組織活動補助金	災害時において、被害を軽減するための予防・減災活動に視点を置いた地区防災組織の事業への補助	危機管理室
54	自主防災組織設置助成	自主防災組織が設置されていない地域において、自主防災組織の設置を推進するため、設置にかかる費用を補助	危機管理室
55	地区防災組織高額資機材等購入補助金	地区防災組織が行う大型投資が必要となる防災資機材購入への補助	危機管理室
56	地域社会づくり総合事業費補助金	市民が地域において、自らの手によりまちづくりを進めることができるよう、地域団体が自主的に取り組むさまざまな事業に補助	市民生活課
57	地域防犯活動支援事業費補助金	地域ぐるみの安全なまちづくりを推進するため、自主防犯団体が行う地域の防犯に関する事業に対する補助	市民協働安全課
58	防犯カメラ設置事業補助金	市民が安全で安心して生活できる地域社会の実現に寄与するため、自治会等が公共の場所に向けて新たに防犯カメラを設置する事業に補助	市民協働安全課
59	地域防犯活動普及啓発事業補助金	防犯パトロール等を実施している、もしくは、これから始める地域の団体等に、自主防犯活動の進め方や注意点などの実地指導を行う地域防犯協議会に対する補助	市民協働安全課
60	文化振興事業支援補助金	市民が文化に触れる機会の拡大を図るため、市民が自主的に開催する全市的事业、地区事業、あるいは民間文化施設を活用して開催する文化事業への補助	文化振興課

番号	取組名	取組内容	担当部署名
61	文化団体活動支援補助	自主的で創造的な文化活動に市民が参加できる機会を創出し、また、豊かで魅力ある地域社会づくりの推進を図るため、（一社）四日市市文化協会が行う文化事業への補助	文化振興課
62	四日市音楽コンクール開催事業	都市の活力の両輪である文化と産業が互いに響き合う、魅力と活気あふれたまちを創り、四日市の文化力を全国へ発信するため、音楽コンクール開催事業について実行委員会へ補助	文化振興課
63	四日市 JAZZ フェスティバル支援事業	市民の主体的な活動により、本市の文化力の創造と発信をさらに高められるよう、音楽を通じた魅力と活気あふれたまちづくりを支援するため、「四日市 JAZZ フェスティバル」のゲストミュージシャン招聘について実行委員会へ補助	文化振興課
64	地域の文化遺産保存・継承支援事業	四日市ゆかりの伝統的な文化行事や郷土の歴史資料などの文化遺産の保存・継承を目的とした、用具や収蔵施設の修繕や担い手育成事業への補助	文化振興課
65	在宅医療市民啓発事業	在宅医療を広く市民に知ってもらうため、市民企画の在宅医療啓発事業への補助	健康福祉課
66	四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、地域において多様な主体による介護予防・生活支援に資する活動を実施する市民活動団体に補助	高齢福祉課
67	総合事業第1号事業訪問型サービスB事業	介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスB（住民やNPO主体のサービス）を実施する団体に補助	高齢福祉課
68	総合事業第1号事業通所型サービスB事業	介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスB（住民やNPO主体のサービス）を実施する団体に補助	高齢福祉課
69	障害者スポーツ振興事業	障害者の自立、社会参加、健康増進に寄与するために実施される障害者スポーツ大会への補助	障害福祉課
70	四日市市障害者大会の開催運営	障害者問題への理解と認識を深め、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3障害の特性を理解し合うために障害者自らが中心となり開催する障害者大会に補助	障害福祉課
71	学童保育事業	保護者の就労等により放課後等に留守家庭となる小学生の生活支援と、その保護者の就労支援を目的として、学童保育を実施する地域の運営委員会に補助	こども未来課
72	四日市市青少年育成市民会議事業費補助事業	青少年の健全育成を図るため、国・県及び市の施策と連携し、「家庭の日」の啓発活動や市民の理解と認識を深める総合的な運動を展開する青少年育成市民会議の活動に補助	こども未来課（青少年育成室）
73	四日市市子ども会連絡協議会事業費補助事業	自主性・社会性・創造性豊かな子ども、心身が健やかな子どもを育むことを目標として子ども会連絡協議会が行っている、地域を基盤とした子ども育成活動を支援	こども未来課（青少年育成室）
74	四日市市地区補導代表者会事業費補助事業	青少年の健全育成及び非行防止のため活動している地区補導代表者会の補導活動、非行防止活動及び子どもの安全・安心を確保するための啓発活動等を支援	こども未来課（青少年育成室）
75	子ども広場整備事業	自治会等の地域団体が設置・管理する子ども広場について、新設・補修・増設にかかる経費の一部を補助	こども未来課（青少年育成室）
76	大四日市まつり事業費補助金	明るく、文化的な産業都市「四日市」の実現を目指して実行委員会が開催する「文化都市四日市を創る大四日市まつり」に対する補助	観光交流課

番号	取組名	取組内容	担当部署名
77	四日市花火大会事業費補助金	夏の風物詩として、四日市のイメージの高揚と街の活性化を目的に実行委員会が開催する「四日市花火大会」に対する補助	観光交流課
78	四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業補助金	スポーツを通じた青少年の健全育成と自転車競技の普及振興や本市の地域振興への貢献を目的とし実行委員会が開催する「全国ジュニア自転車競技大会」に対する補助	観光交流課
79	なんでも四日市の市事業補助金	市内外から人を呼び込み、中心市街地のにぎわいの創出及び商店街の活性化を目的とし、なんでも四日市の市出店者連絡協議会が開催する「なんでも四日市の市」に対する補助	観光交流課
80	レジャー施設事業費補助金	公益財団法人四日市市文化まちづくり財団が運営する伊坂ダムサイクルパーク及び四日市スポーツランドの事業に対する補助	観光交流課
81	さくらまつり等事業費補助金	地域住民が自ら主催するさくらまつり等の観光・集客・交流目的を有した行事に対する補助	観光交流課
82	東海道おもてなし事業補助金	本市東海道の魅力を向上させるため、東海道を散策する来訪者へのおもてなしとして、休憩場所の提供の取組に対して補助	観光交流課
83	商店街活性化イベント事業補助金	商店街の振興を目的とする団体等が、商店街の賑わいの創出を図るために実施するイベント事業に対して、開催経費の一部を補助	商工課
84	商店街魅力アップ事業補助金	商店街の特性を生かし、創意工夫のもと実施する新たな顧客獲得の取組や、高校生等の若者が中心になって行う文化・社会活動等の発表に要する経費に対する補助	商工課
85	ライトアップ事業補助金	中心市街地における賑わいの創出を目的として諏訪栄町地区街づくり協議会が実施するライトアップ事業に要する経費に対する補助	商工課
86	若者就労支援に関する支援	市内在住の若年者の就労支援に取り組む団体が行う、就職に有意義なセミナーの開催等の支援	商工課
87	優良農地復元化事業補助金・奨励金	農地の保全のため、遊休化した農地を優良農地に復元する農業者の取組に対する支援	農水振興課
88	集団転作推進事業費交付金	一体的な営農形態をもって安定した水田農業経営を確立するために行われる、集落単位等の団体による集団転作の取組に対する支援	農水振興課
89	環境保全型農業直接支払交付金	環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する支援	農水振興課
90	多面的機能支払交付金	地元での農地・農業用水等の保全に取り組む団体に対する支援	農水振興課
91	沿岸漁業振興事業費補助金	水産資源を確保し沿岸漁業の振興を図るために漁協が実施するヨシエビ他種苗放流事業等に対する支援	農水振興課
92	里山・竹林環境保全支援事業費補助金	里山保全活動団体が地域住民の憩いの場としての利用や安全性を確保することを目的として、自主的に里山や竹林を整備する取組への補助	農水振興課

番号	取組名	取組内容	担当部署名
93	危険木等除去支援事業費補助金	地域において緑豊かで安全な生活環境を保全するため、土地所有者等に代わって自治会等が生活環境保全上危険となる樹木の伐採を行うことに対する補助	農水振興課
94	スマートシティ構築促進補助金	地球温暖化防止対策の推進及びスマートシティの構築のため、住宅へ創エネ、畜エネ、省エネ設備を設置しようとする個人に対する補助	環境保全課
95	四日市市エコステーション設置促進事業費	市民の利便性の向上や資源回収量の拡大を図るため、スーパーの駐車場等で資源物の回収拠点の管理運営を行う団体に対し、資源物の回収量に応じ交付	生活環境課
96	集団回収活動奨励費	ごみの減量及び資源の有効利用の促進を図り、地域社会づくりに資することを目的として自治会等が自主的に実施する紙類、布・衣類の資源回収の回収量に応じ交付	生活環境課
97	コミュニティバス支援事業	交通不便地域において、高齢者等交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、市民活動団体等が自主的に運行するバス等への運行支援	都市計画課
98	花と緑いっぱい事業	公園・街路等公共施設で花壇の設置や緑化を行う市民団体に対する活動費補助	市街地整備・公園課
99	四日市市運動広場整備事業	民間の団体又は有志が民地に建設する地区の運動広場の整備に対して助成	スポーツ課
100	プロ野球ウエスタンリーグ公式戦事業費補助金	市民のスポーツ振興及び観客等が来市することによる地域の活性化を目的に、実行委員会が開催する「プロ野球ウエスタンリーグ公式戦」に対する補助	スポーツ課
101	四日市市総合型地域スポーツクラブ育成補助金	市内で新たに設立された総合型地域スポーツクラブが行う事業に対する補助	スポーツ課
102	四日市市総合型地域スポーツクラブ振興事業補助金	総合型地域スポーツクラブが行う地域スポーツ振興のための事業に対する補助	スポーツ課
103	指定文化財保存事業費補助金	市民が所有する指定文化財が破損等した場合、すみやかに修理補修できるよう、文化財保護条例に基づき、修理等の経費の一部を補助	社会教育・文化財課
104	四日市市人権・同和教育研究会事業費補助金	市全体の人権教育の充実と実践力の向上が図られるよう四日市市人権・同和教育研究会事業の補助を行い、その活動を支援	人権・同和教育課

(3) その他の協力等による取組

番号	取組名	取組内容	担当部署名
105	ボランティアによる日本語教室への支援	ボランティア団体が開催する日本語教室に対して、会場の確保や教材の提供などの支援を実施	市民生活課 (多文化共生推進室)
106	多文化共生サロン 多文化共生教室	外国人市民が地域の構成員として日本人市民と対等な関係を築くために必要な日本語や、日本の社会・文化等についての学習を支援するため、ボランティアによる多文化共生教室を実施	市民生活課 (多文化共生推進室)
107	読み聞かせ・お話し会の開催	子どもたちが本と親しみ、読書を楽しむ機会を提供するために市民活動団体と協働してお話し会等を開催	市民生活課 (楠交流会館)

番号	取組名	取組内容	担当部署名
108	生涯学習情報誌「まなぼうや通信」の作成	生涯学習に関する情報を市民ボランティア記者が取材、執筆し、情報誌「まなぼうや通信」として市が年2回編集発行	文化振興課
109	はもりあフェスタ	登録グループ間の交流や、男女共同参画について考えるきっかけづくりのイベントの企画運営をグループの代表者と行政とで構成する企画運営委員会で実施	男女共同参画課
110	地域活動費（館長権限予算）事業	地域おこし・地域の特色を高めるものや地域課題に即応したソフト事業を、地域の合意を得て、地区市民センターの館長の権限で迅速に執行し、地域活動の活性化を促進	各地区市民センター
111	読み聞かせ・おはなし会・紙芝居	子どもたちに読書を楽しむ機会を提供するため市民活動団体等と協働しておはなし会を、また乳幼児に対し、ボランティアによる紙芝居を実施	あさけプラザ
112	中庭コンサートの開催	中庭コンサートの一部の企画・運営を、あさけプラザ文化団体のほか、全国ファミリー音楽コンクールの出演者や四日市JAZZ フェスティバル実行委員会の協力により実施	あさけプラザ
113	料理講座の開催	地域の生産者などの参画のもとで、地産地消の推進や健康に配慮した料理についてなどの講座を実施	あさけプラザ
114	こころの健康づくり講演会事業	講師の推薦、講演会の運営を学生ボランティアや精神保健関係ボランティアの協力のもと行い、こころの健康づくりについて普及啓発活動を実施	保健予防課
115	世界エイズデー街頭キャンペーン事業	エイズの予防啓発のための配布物品の作成、街頭での配布を学生ボランティアの協力を得て実施	保健予防課
116	薬物乱用防止対策事業	市民が心身共に健全な生活を営むことができる安全安心な社会の構築を目的とし、大麻、麻薬、覚せい剤等の薬物乱用防止の知識を習得する機会を関係機関と協働して提供	衛生指導課
117	父親の子育てマイスター事業	養成講座を修了した「父親の子育てマイスター」と連携し、こども子育て交流プラザでのよかパパ相談や、養成講座の企画・運営を行う。また、市民団体と協働で父親の子育て参画のきっかけづくりとなる「よかパパフェスティバル」を企画・運営する	こども未来課
118	よかパパひろば	こども子育て交流プラザで「よかパパひろば」を実施する際に、マイスター修了生の有志によるよかパパ相談員が先輩パパとして参加者の相談等に応じる	こども未来課
119	「こどもをまもるいえ」設置推進団体連絡会議	小学校を基点とした地域で、PTA、育成団体などが設置推進団体となって、地域にある既成の団体と連帯しながら地域ぐるみで子どもを守る活動を支援	こども未来課（青少年育成室）
120	「こども110番みまもりたい」活動	市内を巡回している協力事業所が、車両に専用ステッカーを貼り、子どもが事件に巻き込まれた場合等に、声かけや保護を行い警察や市役所に連絡する等の活動を実施	こども未来課（青少年育成室）
121	地産地消ふるさとの食推進事業	地産地消を推進するため、バスツアーや農業まつりを開催。また、市民が行う地産地消、食育や市民菜園の整備に関する取組に対する支援	農水振興課
122	学校給食等地産地消推進事業	学校給食における地場農産物の利用拡大を図るため、「給食等地産地消コーディネーター」による給食の献立と食材生産者の生産・出荷計画の調整の実施	農水振興課
123	農道等維持修繕	地元で行う農道等の維持、修繕の原材料を支給	農水振興課

番号	取組名	取組内容	担当部署名
124	かぶせ茶PR推進事業	首都圏や市内の各種イベント等での試飲や、おいしい入れ方＆料理教室の開催など、茶農家と連携して市内外に特産品「かぶせ茶」のPRを実施	農水振興課
125	鳥獣被害防止対策事業	猟友会による捕獲への協力や地元住民等が行う防除への取組・防除施設の整備に対する支援	農水振興課
126	市民ボランティアによる語り部及び解説員活動	市民ボランティアによる公害の体験を語り継ぐ語り部活動及び公害の歴史や環境改善の取組など、常設展示の解説の実施	四日市公害と環境未来館
127	まちづくり活動支援事業	住民が主体となって地域の将来像を描き、その実現に必要な計画づくりやルールづくりに取り組む際に、地区まちづくり構想策定委員会等へ専門家等を派遣して支援	都市計画課
128	生活に身近な道路整備事業	地域自らが配分予算に応じた要望事項の採択・事業量の決定を行い、市と調整を行いながら事業実施	道路維持課
129	公園愛護会活動業務	市内の身近な都市公園の清掃等の日常管理について、自治会や老人会等が行う公園愛護活動に必要な用具や保管庫を貸与	市街地整備・公園課
130	市民に親しまれる公園ボランティア支援事業	自然丘陵、里山を利用した大規模な公園の市民ボランティア団体による樹林地の間伐や樹木の植樹などの活動に必要な資機材の提供や管理用通路の整備	市街地整備・公園課
131	川と海のクリーン大作戦	国土交通省、市民ボランティアとともに鈴鹿川右岸（派川分岐点～磯津橋の区間）及び鈴鹿川派川全域のごみ収集を実施	河川排水課
132	屋外広告物簡易除却事業	住民ボランティアによる違反屋外広告物の除去活動にかかる消耗品等の支援	道路管理課
133	四日市市救急ボランティア	応急手当普及員の資格を持つ市民を、各消防署で開催される定期普通救命講習等の指導員として講習を実施	消防救急課
134	御池沼沢環境整備事業	御池沼沢のボランティア活動として、草刈等による天然記念物の維持保全の取組を推進	社会教育・文化財課
135	ユネスコ無形文化遺産継承支援活用事業	ユネスコ無形文化遺産「鳥出神社の鯨船行事」の情報発信及び行事継承のため、鯨船保存会等と連携・協力して、行事の事前学習会や担い手の確保・育成に向けた事業を実施	社会教育・文化財課
136	久留倍官衙遺跡公園ボランティア事業	久留倍官衙遺跡公園ボランティアを市民から募集し、研修を行い、ガイダンス施設「くるべ古代歴史館」で解説、管理・活用等を行う取組を推進	社会教育・文化財課
137	旧四郷村役場活用事業	四郷ふるさとの道ウォーキング等の開催にあたり、地元市民団体の協力を得て実施し、旧四郷村役場を中心とした街並みの活性化を推進	社会教育・文化財課
138	四日市まちじゅうこども図書館事業	「まちの中により自然な形で子どもたちが本に親しむ環境づくり」のため、親子や児童・園児等が自由に読書できる場所づくりを、店舗等と協働して推進	社会教育・文化財課
139	点訳・音訳基礎講座	点訳・音訳のノウハウを持った図書館ボランティアを講師として、点訳・音訳基礎講座を協働して実施	図書館

番号	取組名	取組内容	担当部署名
140	読み聞かせ会・お話し会	ノウハウを持つ図書館ボランティアによる読み聞かせ会・お話し会を協働して実施	図書館
141	市民ボランティアによる展示の解説	市民ボランティアによる博物館の展示の解説等を博物館職員とともに実施	博物館
142	丹羽文雄語り部による解説等	丹羽文雄をより一層市民に知ってもらい、四日市の文化を再発見する取組として、市民ボランティアの語り部による解説や、ゆかりの地を案内	博物館
143	市民ボランティアによる古文書の解説	市民ボランティアによる博物館所蔵の古文書の解説を実施	博物館
144	天文ボランティアによる天文普及事業	天文ボランティア養成講座を行い、移動天文車等による観望会、コズミックラウンジでの天文解説や工作を博物館職員とともに実施	博物館
145	四日市版コミュニティスクール推進事業	学校・家庭・地域がそれぞれのもつ教育的役割を認識し、協働して学校運営や教育活動の充実に取り組む「地域とともにある学校」の推進	指導課
146	四日市こども科学セミナー事業	石油コンビナート等の本市を支える企業等の協力による科学実験、体験コーナー等を小・中学生とその保護者を対象に実施	教育支援課
147	大学及び企業等との連携による教師力向上事業	理科教育をはじめとするキャリア教育・環境教育の教育活動を充実させるため、企業がもつ知識・技能・経験等を生かした連携授業や教職員研修を実施	教育支援課
148	選挙啓発事業	四日市市明るい選挙推進協議会や四日市選挙啓発学生会「ツナガリ」と協力して街頭啓発等の選挙に関する周知・啓発を実施	選挙管理委員会事務局

2. 市民協働に関するアンケート調査

(1) 調査概要

本計画を策定するにあたり、市民活動団体（以下「団体」という。）に対して、市民協働に関するアンケート調査（以下、「本調査」という。）を実施しました。

表 調査概要

調査対象数	167 団体
回答数	132 団体
有効回答率	79.0%

ここでは、それらの結果からみえるポイントを整理します。

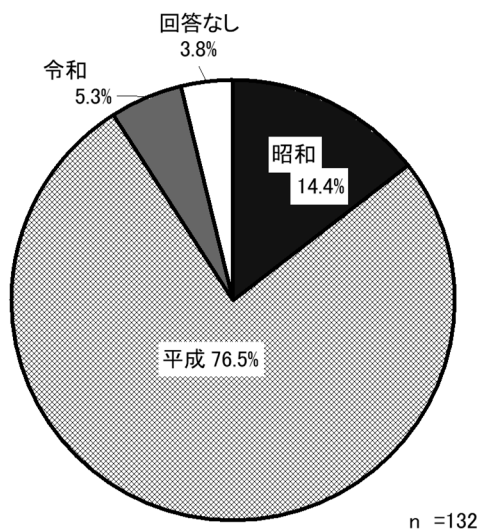
なお、回答の比率を百分率で示しているものは、小数点以下第2位を四捨五入している関係上、合計が100.0%にならないことがあります。

(2) 団体の組織・体制について

■団体の継続に伴い、会員の高齢化が進んでいる

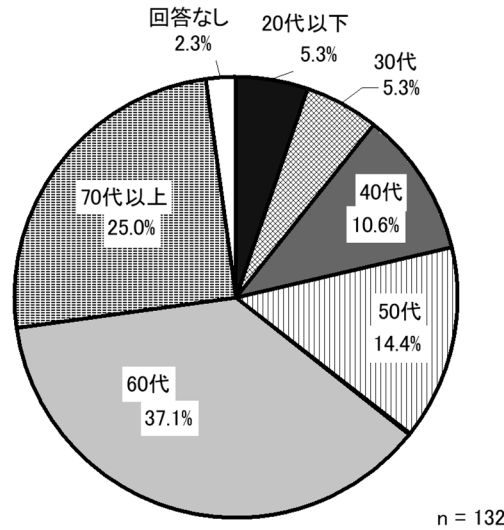
団体の設立は約3/4が「平成」となっています。

図 設立時期



会員の概ねの平均年齢は、「60代」「70代以上」が6割以上を占めています。

図 会員の概ねの平均年齢

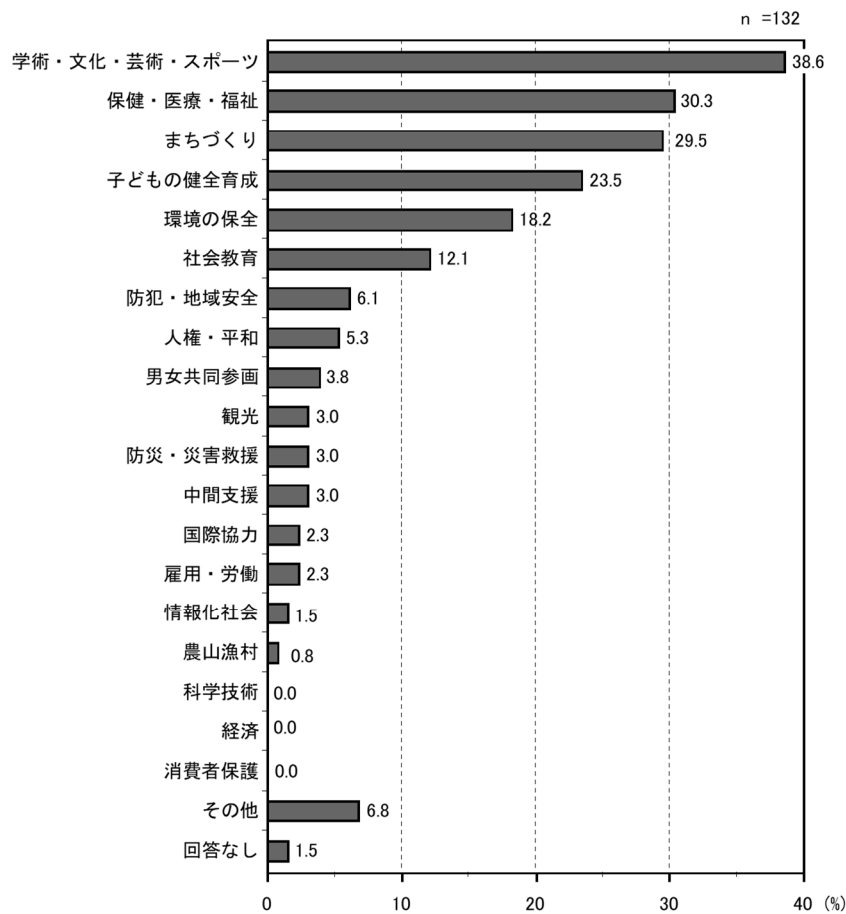


(3) 団体の活動状況について

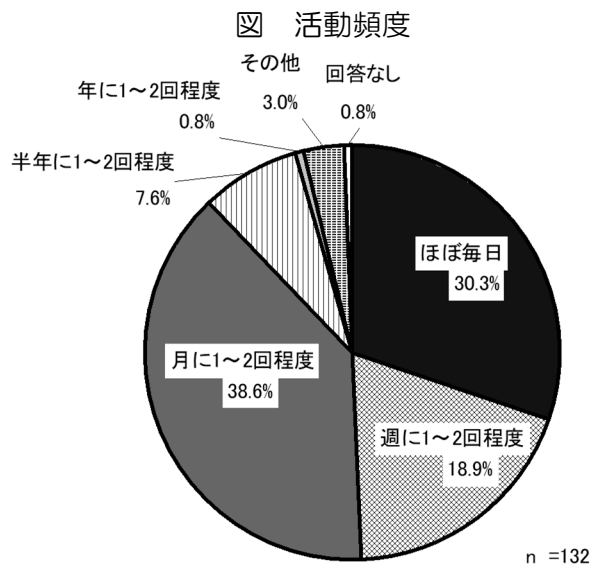
■団体の活動は分野、頻度、範囲などそれぞれ多岐にわたっている

主な活動分野は、「学術・文化・芸術・スポーツ」(38.6%) が最も多く、「保健・医療・福祉」(30.3%)、「まちづくり」(29.5%) が続いています。

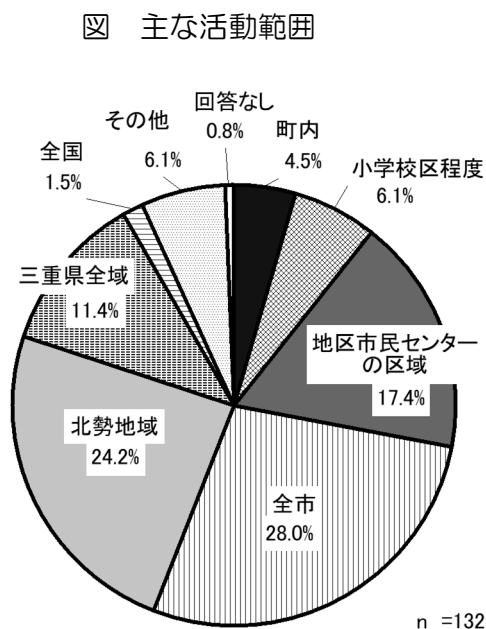
図 主な活動分野



活動頻度は、「月に1～2回程度」(38.6%)が最も多く、次いで「ほぼ毎日」(30.3%)となっています。



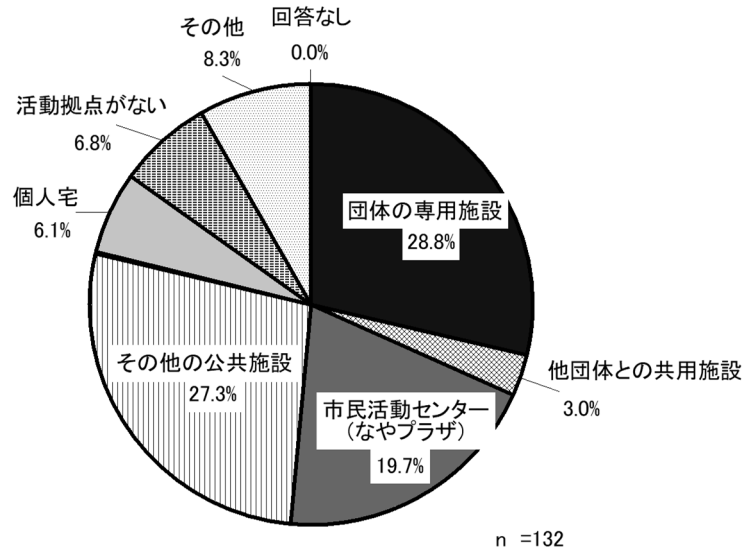
主な活動範囲は、「全市」(28.0%)が最も多いものの、「三重県全域」(11.4%)や「北勢地域」(24.2%)から「地区市民センターの区域」(17.4%)や「小学校区程度」(6.1%)、「町内」(4.5%)まで、さまざまな範囲で活動している様子がみられます。



■団体の活動を場所、資金、人材など多方面で支援することが求められている

主な活動拠点は、「団体の専用施設」(28.8%)が最も多いものの、「その他の公共施設」(27.3%)や「市民活動センター(なやプラザ)」(19.7%)など半数近くが公共施設を利用していること、「個人宅」(6.1%)や「活動拠点が無い」(6.8%)など活動拠点の確保ができていない団体もみられることから、活用の場の提供が課題となっていることがうかがえます。

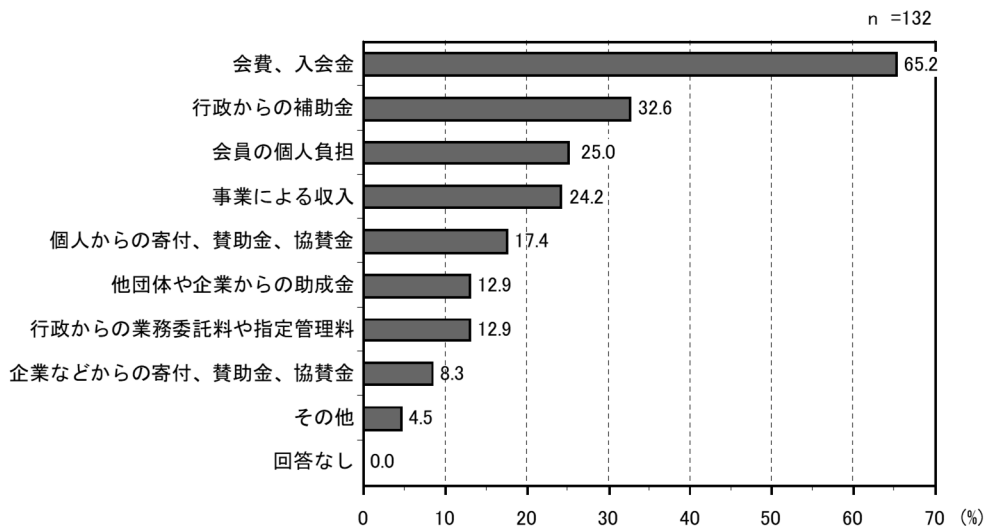
図 主な活動拠点



主な活動資金については、「会費、入会金」(65.2%)に頼っている団体が最も多く、「会員の個人負担」(25.0%)や「個人からの寄付、賛助金、協賛金」(17.4%)などを含め、会員等による取組と資金の両面での負担により成り立っている団体が多いことがうかがえます。

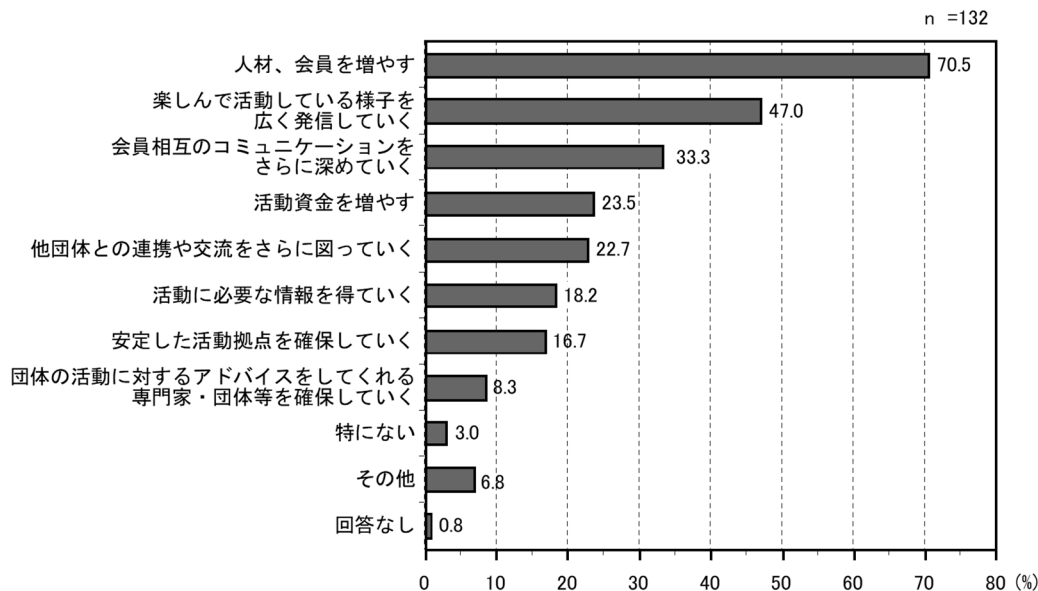
一方、「行政からの補助金」(32.6%)をはじめ、「事業による収入」(24.2%)など、外部からの資金調達ができている団体も見受けられますが、相対的に多くない状況にあります。

図 主な活動資金



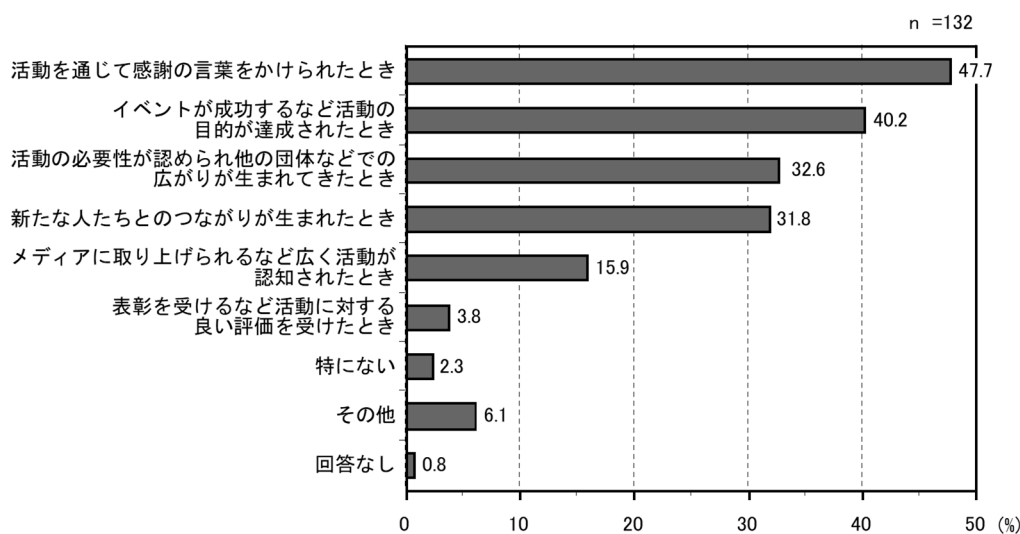
団体の活動を充実させるために必要なことについては、「人材、会員を増やす」(70.5%)が最も多く、「楽しんで活動している様子を広く発信していく」(47.0%)、「会員相互のコミュニケーションをさらに深めていく」(33.3%)などの順になっています。

図 活動を充実させるために必要なこと



団体の活動を通して、手ごたえややりがいを感じられるのはどんな時かをたずねたところ、「活動を通じて感謝の言葉をかけられたとき」(47.7%)、「イベントが成功するなど活動の目的が達成されたとき」(40.2%)などが多く、活動を通じて自己実現が達成されることによる喜びが活動の原動力となっている様子がうかがえます。

図 活動に対する手ごたえややりがいを感じる時

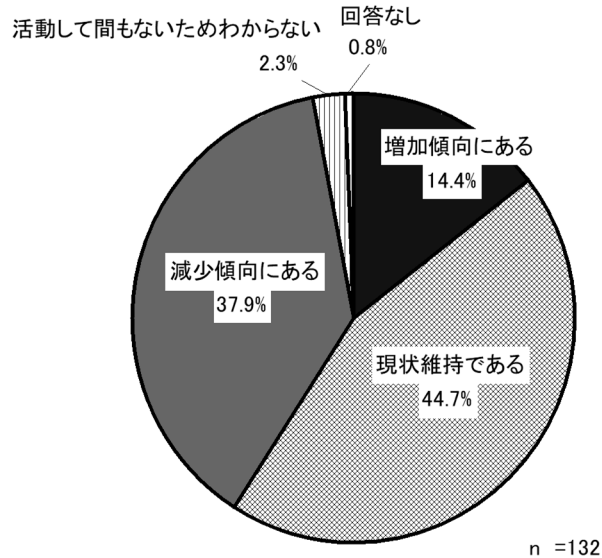


(4) 活動の「担い手」について

■活動の担い手が減少し、不足している団体が多い

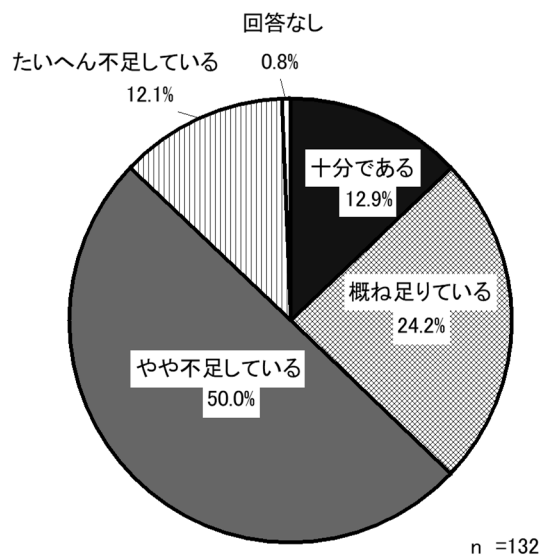
直近3～5年間の会員数の動向は、「現状維持である」(44.7%)が最も多い半面、「減少傾向にある」(37.9%)が「増加傾向にある」(14.4%)を20ポイント以上上回っています。

図 直近の会員数の動向



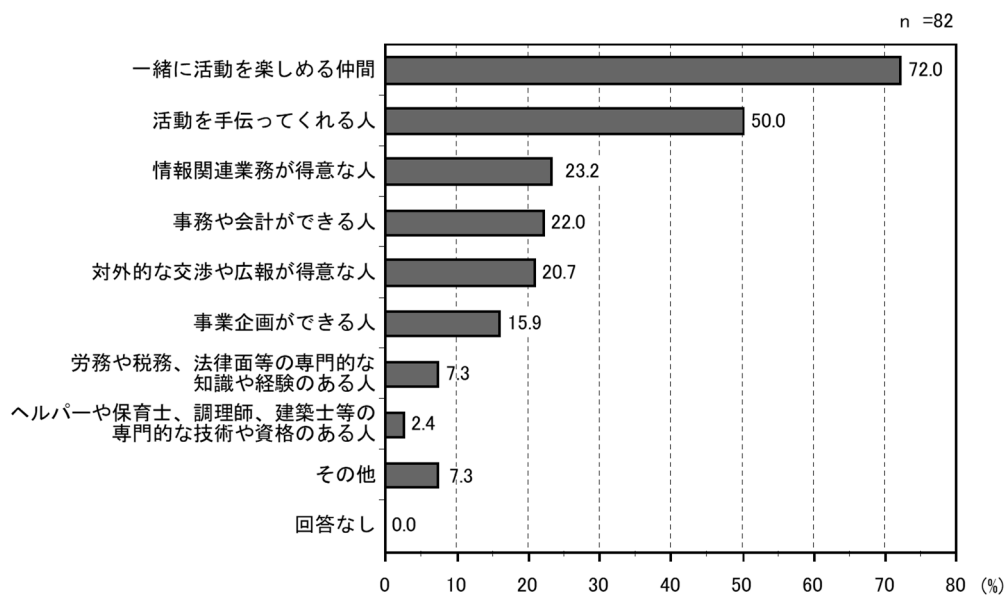
活動を進めるために現在の会員数で十分かをたずねたところ、「やや不足している」(50.0%)が半数を占め、「たいへん不足している」(12.1%)を合わせると6割以上の団体で人材が不足しています。

図 会員数の充足状況



前頁の質問で「やや不足している」並びに「たいへん不足している」と回答した団体に必要としている人材像をたずねたところ、「一緒に活動を楽しめる仲間」(72.0%)や「活動を手伝ってくれる人」(50.0%)が多くなっている一方、「情報関連業務が得意な人」(23.2%)、「事務や会計ができる人」(22.0%)、「対外的な交渉や広報が得意な人」(20.7%)など専門的な能力を有する人材も必要とされています。

図 必要としている人材

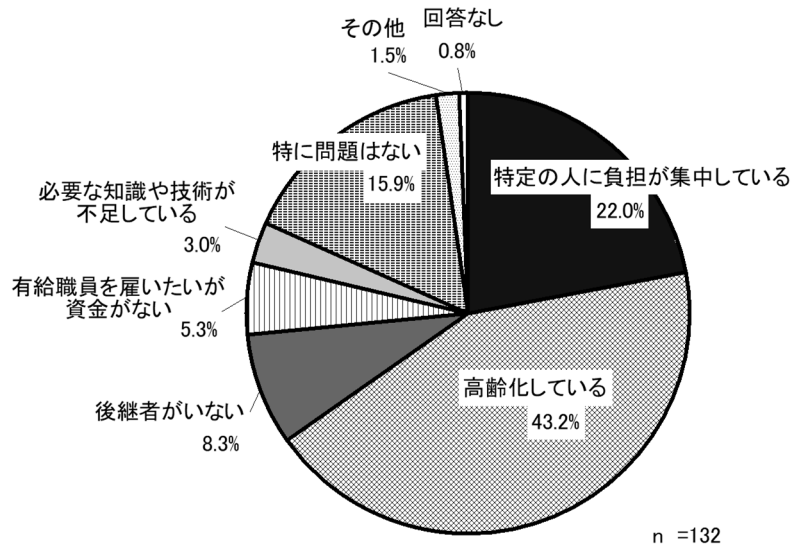


■活動の中心メンバーの高齢化と負担集中が課題

各団体で、役員や事業運営の中心となっているメンバーの課題をたずねたところ、「特に問題はない」と回答したのは 15.9%に限り、8 割以上の団体が何らかの課題を認識しています。

具体的には、「高齢化している」(43.2%) が最も多く、次いで「特定の人に負担が集中している」(22.0%) となっており、「後継者がいない」(8.3%) という回答もみられました。

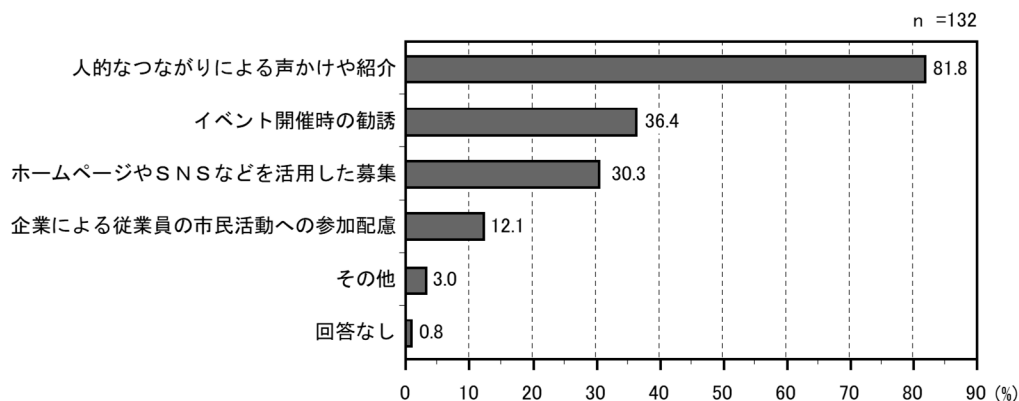
図 活動の中心メンバーが抱える課題



■積極的な声かけが人材発掘に効果を発揮

市民活動に参画する人材の発掘に効果的だと思うことをたずねたところ、「人的なつながりによる声かけや紹介」(81.8%) が最も多く、次いで「イベント開催時の勧誘」(36.4%)、「ホームページや SNS などを活用した募集」(30.3%) の順になっています。

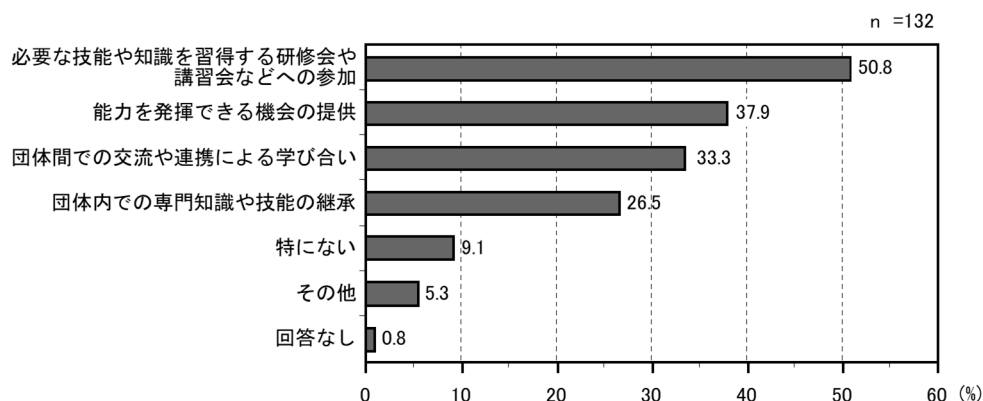
図 人材の発掘に効果的な取組



■人材育成のためのさまざまな機会の提供が必要

必要としている人材を育成するために効果的だと思うことをたずねたところ、「必要な技能や知識を習得する研修会や講習会などへの参加」(50.8%)が最も多く、次いで「能力を発揮できる機会の提供」(37.9%)、「団体間での交流や連携による学び合い」(33.3%)、「団体内部での専門知識や技能の継承」(26.5%)の順になっています。

図 人材の育成に効果的な取組

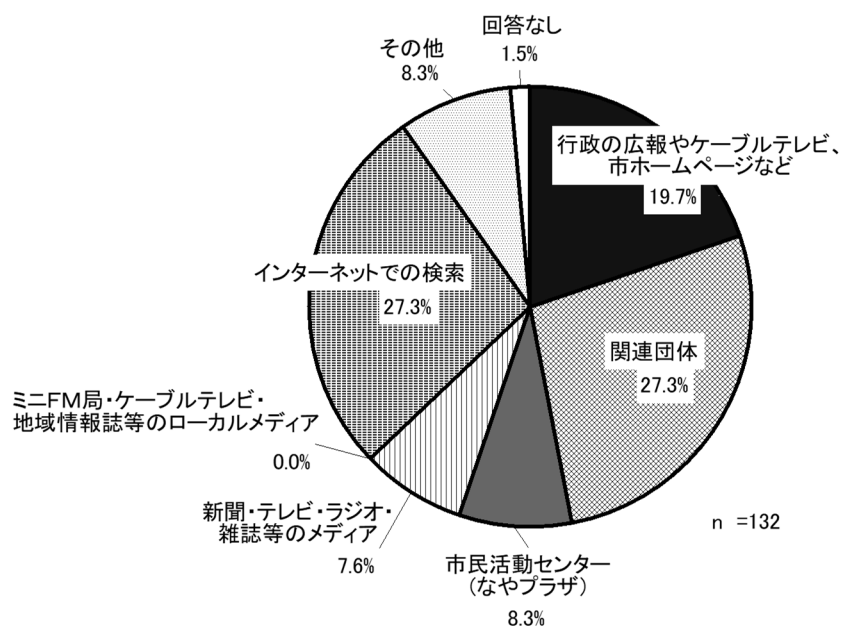


(5) 活動にあたっての「情報」について

■多様な情報媒体の活用ときめ細かな情報の提供が課題

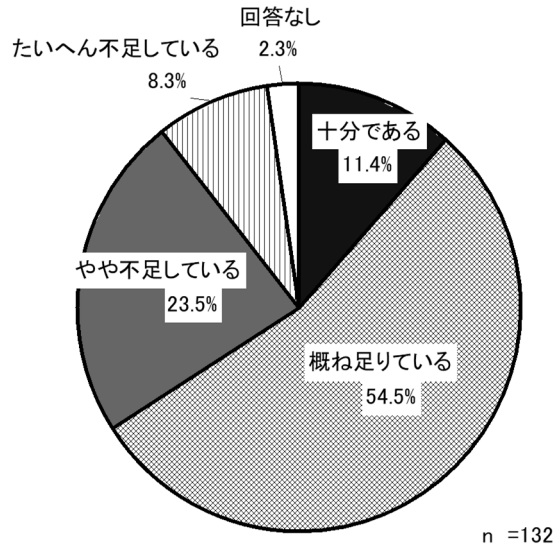
団体の活動にあたって参考になる情報の入手先についてたずねたところ、「関連団体」「インターネットでの検索」(いずれも 27.3%)が最も多くなっており、次いで「行政の広報やケーブルテレビ、市ホームページなど」(19.7%)となっています。

図 活動の参考になる情報の入手先



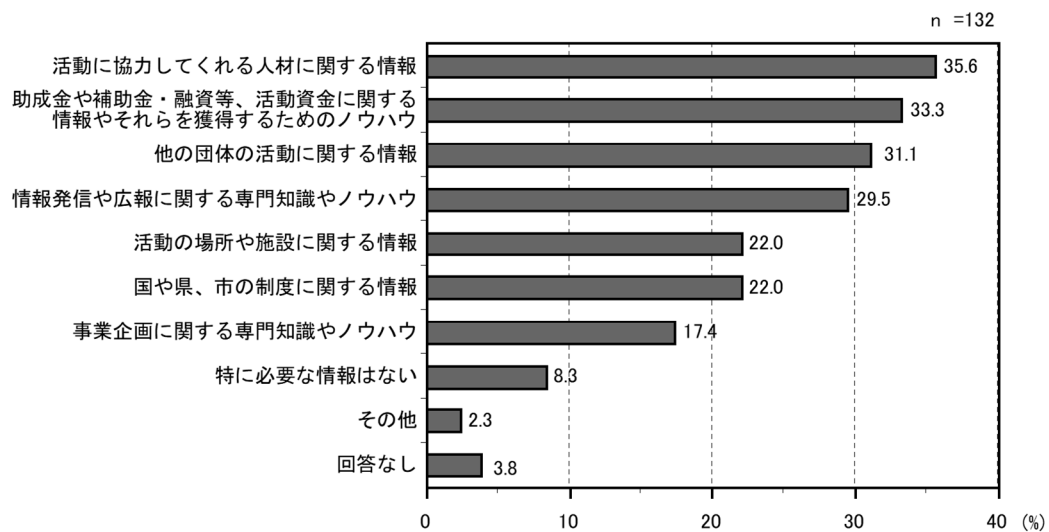
活動を進めるために必要な情報の内容や量については、「概ね足りている」(54.5%) が最も多く、「十分である」(11.4%) を合わせて 65%以上を占めますが、一方で「やや不足している」(23.5%) と「たいへん不足している」(8.3%) を合わせると3割程度にのびります。

図 情報（内容、量）の充足状況



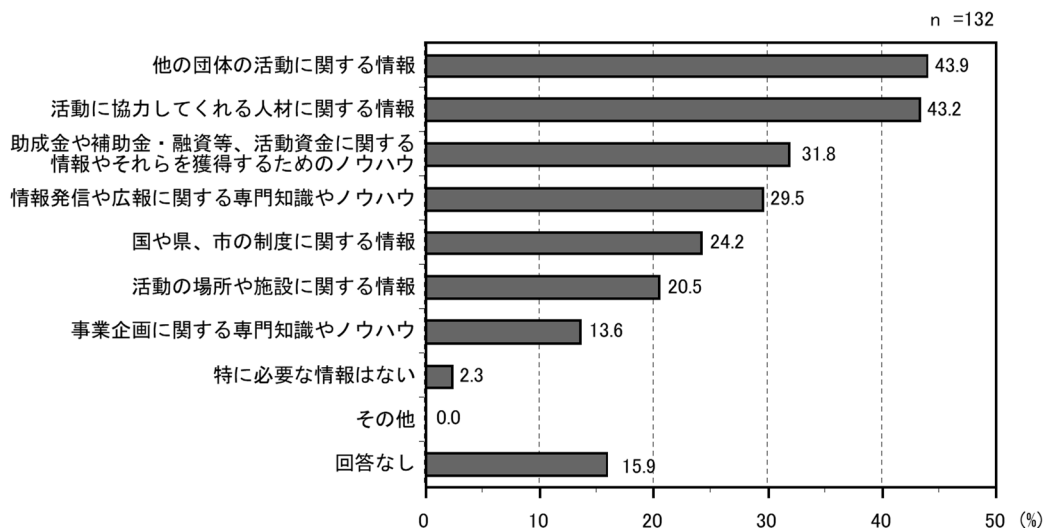
必要としている情報の種類は、「活動に協力してくれる人材に関する情報」(35.6%) が最も多く、「助成金や補助金・融資等、活動資金に関する情報やそれらを獲得するためのノウハウ」(33.3%)、「他の団体の活動に関する情報」(31.1%)、「情報発信や広報に関する専門知識やノウハウ」(29.5%) などが続きます。

図 必要としている情報の種類



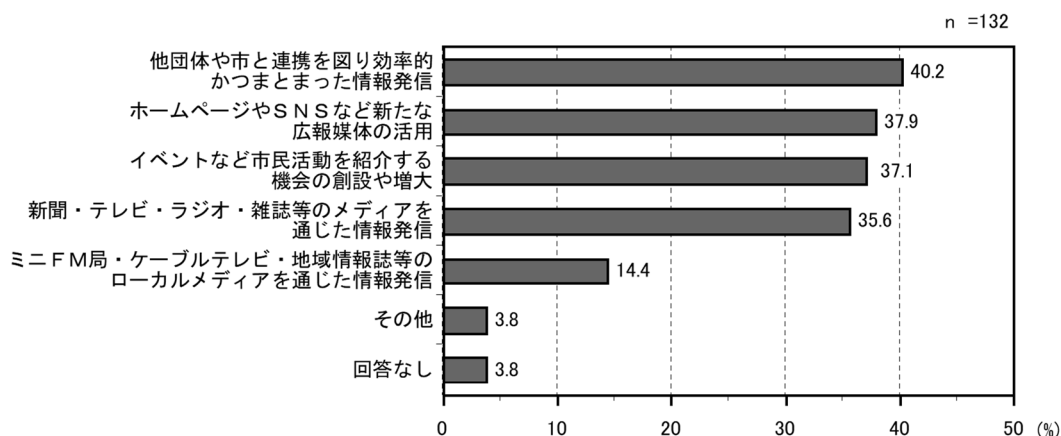
市民活動の活性化を図るため、他団体との共有化が今後さらに図られると良いと思う情報についてたずねたところ、「他の団体の活動に関する情報」(43.9%) が最も多く、次いで「活動に協力してくれる人材に関する情報」(43.2%) となっています。

図 団体間での共有が望まれる情報

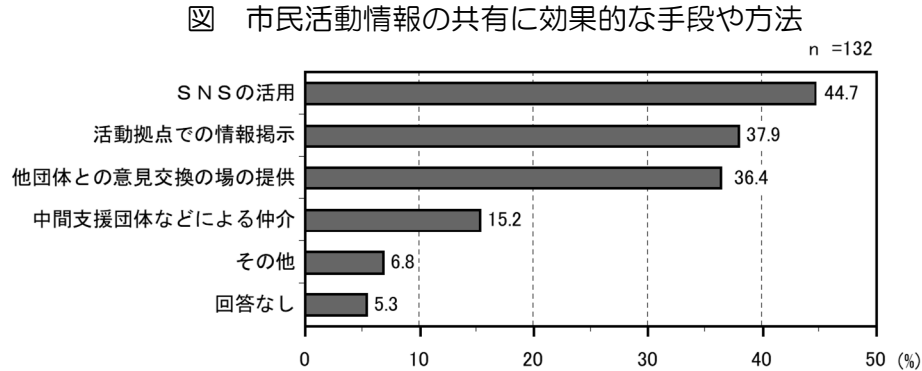


情報発信力をさらに高めていくために効果的と思われるものをたずねたところ、「他団体や市と連携を図り効率的かつまとまった情報発信」(40.2%) が最も多く、「ホームページやSNSなど新たな広報媒体の活用」(37.9%)、「イベントなど市民活動を紹介する機会の創設や増大」(37.1%)、「新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等のメディアを通じた情報発信」(35.6%) などがほぼ同水準で続いています。

図 情報発信力を高めるために効果的なもの

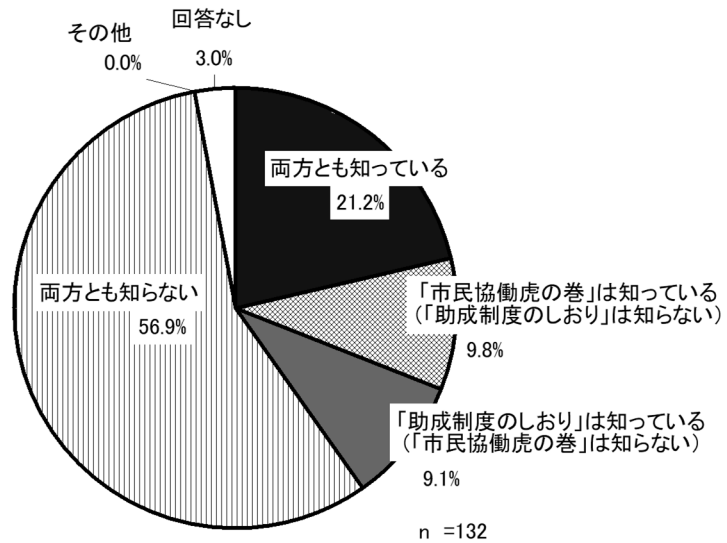


市民活動に関する情報を広く共有していくために効果的であると思われる手段や方法についてたずねたところ、「SNS の活用」(44.7%) が最も多く、「活動拠点での情報掲示」(37.9%) や「他団体との意見交換の場の提供」(36.4%) といった順になっています。



市民協働安全課が作成した「市民協働虎の巻」、「助成制度のしおり」についての認知度は、「両方とも知らない」(56.9%) が半数以上を占めています。

図 「市民協働虎の巻」、「助成制度のしおり」の認知度



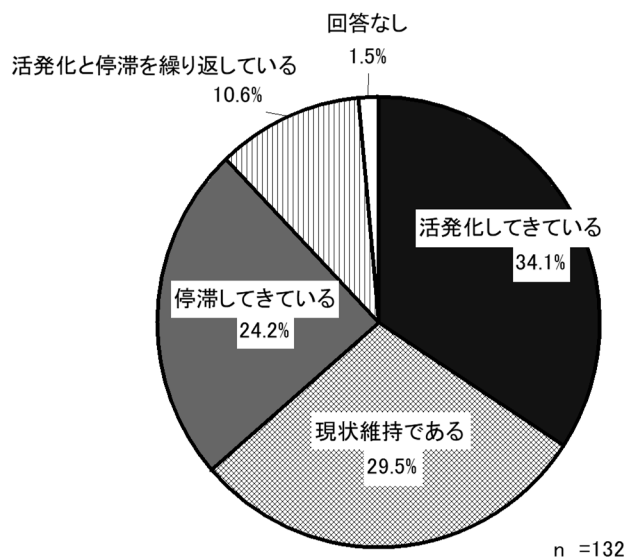
(6) 市民活動団体の強化について

■団体の活発化のためには、人材、情報発信、資金などの強化による組織力の向上が必要

発足当時と比較した団体の活動状況の変化をたずねたところ、「活発化してきている」(34.1%) が最も多く、次いで「現状維持である」(29.5%) となっています。

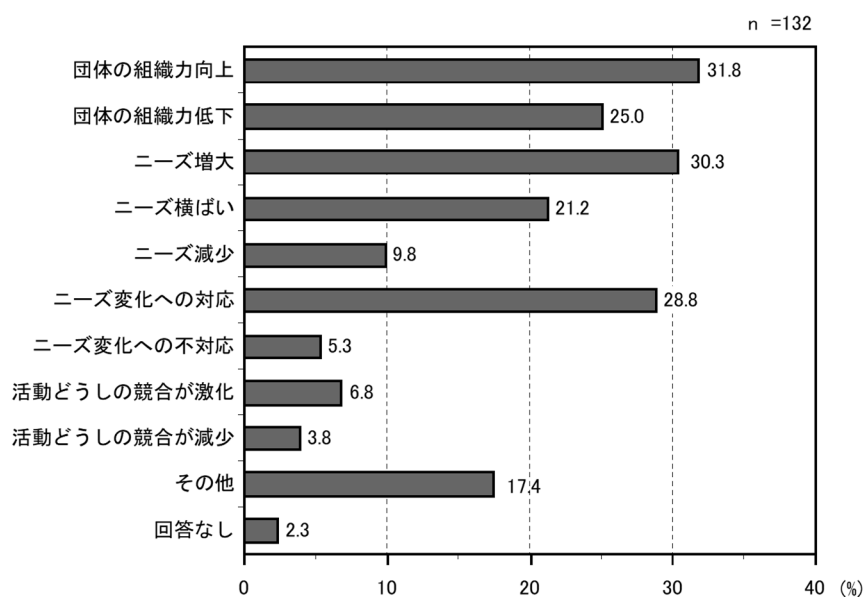
一方で、「停滞してきている」(24.2%) や「活発化と停滞を繰り返している」(10.6%) といった回答も併せて 1/3 程度みられます。

図 発足当時と比較した活動状況の変化



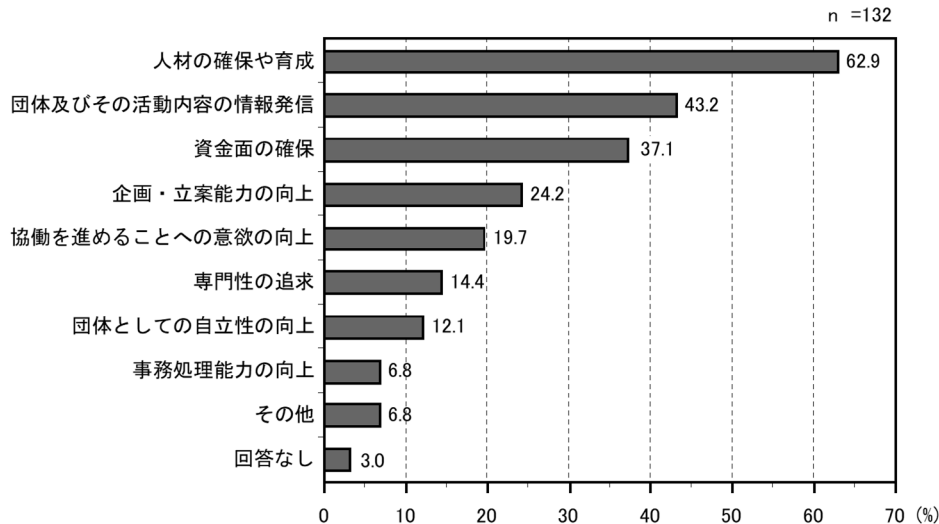
上記の回答の理由をたずねたところ、「団体の組織力向上」(31.8%) や「ニーズ増大」(30.3%)、「ニーズ変化への対応」(28.8%) が活発化の要因であることがうかがえます。

図 活動の活発化・停滞の要因



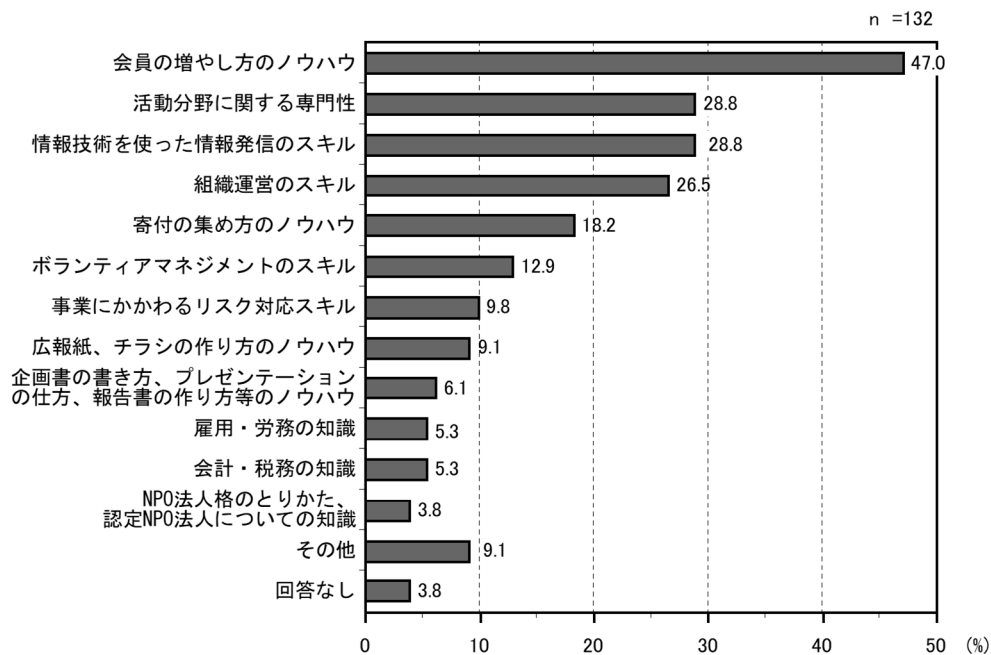
団体の活動を活性化するために強化する必要があることをたずねたところ、「人材の確保や育成」(62.9%)が最も多く、「団体及びその活動内容の情報発信」(43.2%)、「資金面の確保」(37.1%)の順となっています。

図 団体として強化すべきこと



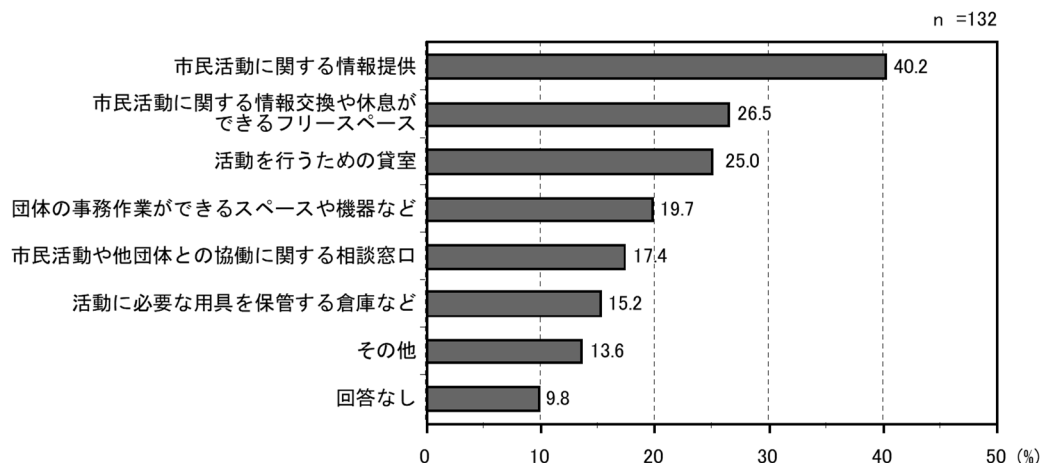
上記の回答について、それらの強化のために必要なものをたずねたところ、「会員の増やし方のノウハウ」(47.0%)が最も多く、「活動分野に関する専門性」、「情報技術を使った情報発信スキル」(いずれも 28.8%)、「組織運営のスキル」(26.5%)の順となっています。

図 団体の強化に必要なもの



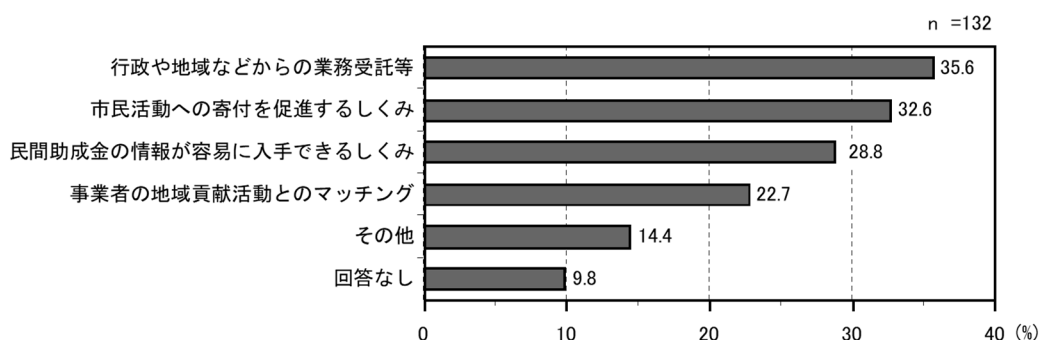
今後の活動を高めていくために市民活動の拠点（なやプラザ）に求める機能をたずねたところ、「市民活動に関する情報提供」（40.2%）が最も多く、「市民活動に関する情報交換や休息ができるフリースペース」（26.5%）、「活動を行うための貸室」（25.0%）と情報が行き交う場づくりが求められています。

図 市民活動の拠点に求められる機能



活動を進めていくために必要な資金獲得の仕組みについてたずねたところ、「行政や地域などからの業務受託等」（35.6%）が最も多く、「市民活動への寄付を促進する仕組み」（32.6%）、「民間助成金の情報が容易に入手できる仕組み」（28.8%）の順になっています。

図 活動資金の獲得に向けた仕組み



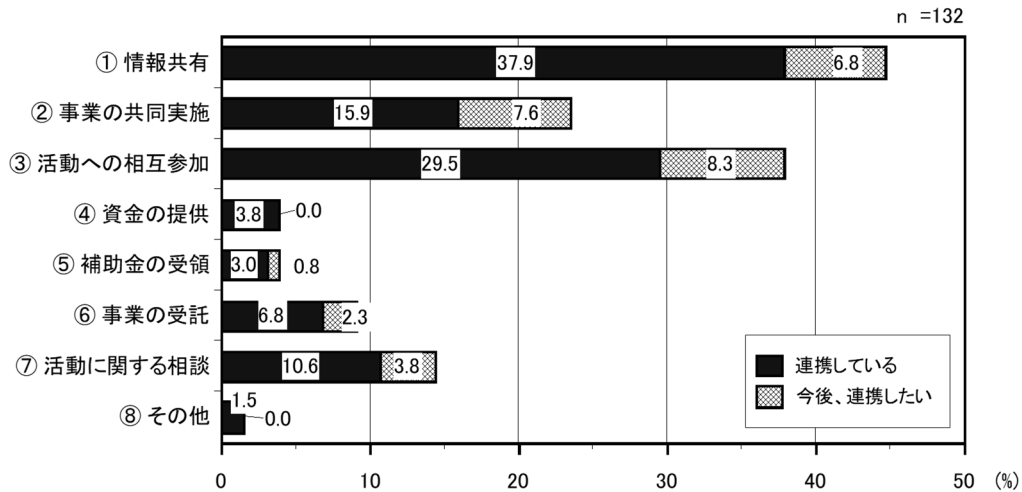
(7) 他団体等との「連携」について

■市民活動団体と多様な主体との連携を促進するためのコーディネート機能が必要

1) 他の市民活動団体

他の市民活動団体との連携をたずねたところ、①情報共有（「連携している」37.9%）や③活動への相互参加（「連携している」29.5%）で積極的な連携がみられます。

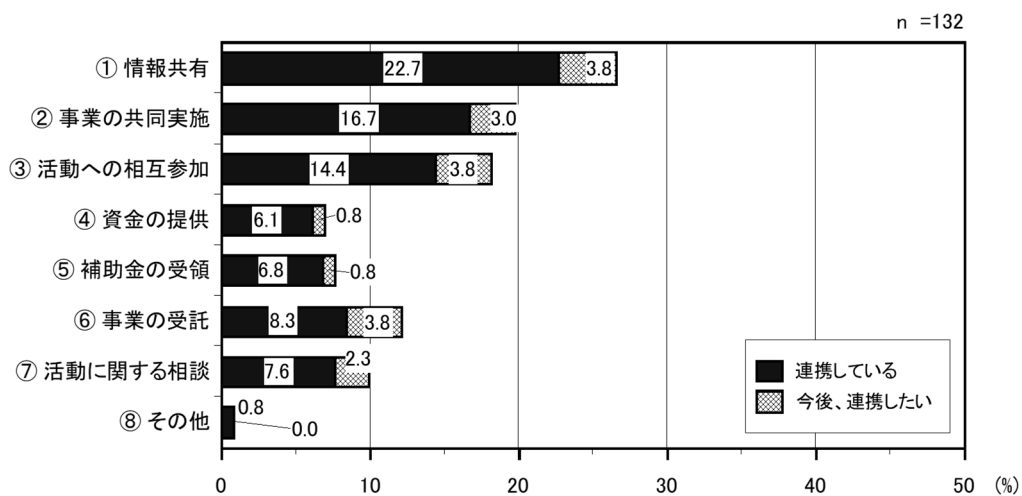
図 他市民活動団体との連携状況



2) 自治会等の地縁団体

自治会等の地縁団体との連携をたずねたところ、①情報共有（「連携している」22.7%）や②事業の共同実施（「連携している」16.7%）など2割前後の連携にとどまっています。

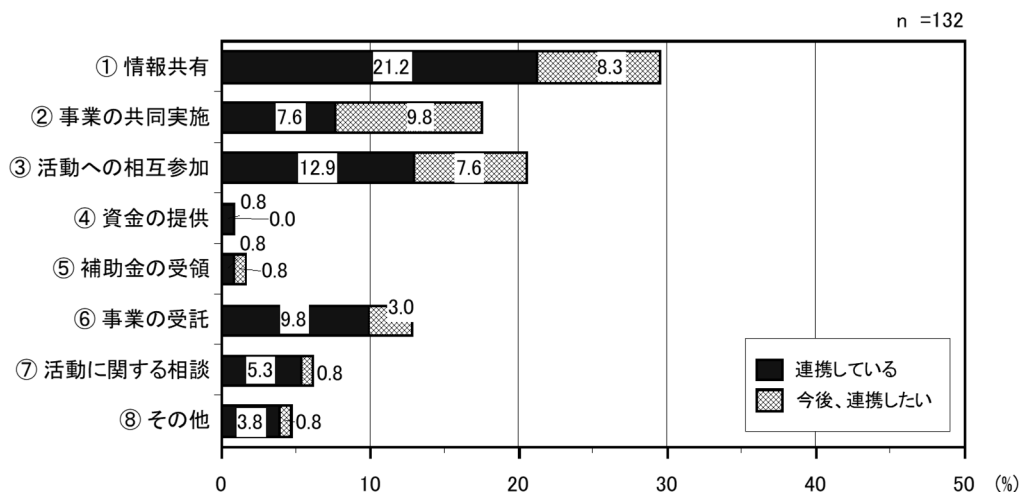
図 自治会等の地縁団体との連携状況



3) 学校

学校との連携をたずねたところ、①情報共有（「連携している」21.2%）はある程度行っているものの、③活動への相互参加（「連携している」12.9%）や②事業の共同実施（「連携している」7.6%）などは1割前後の連携にとどまっています。

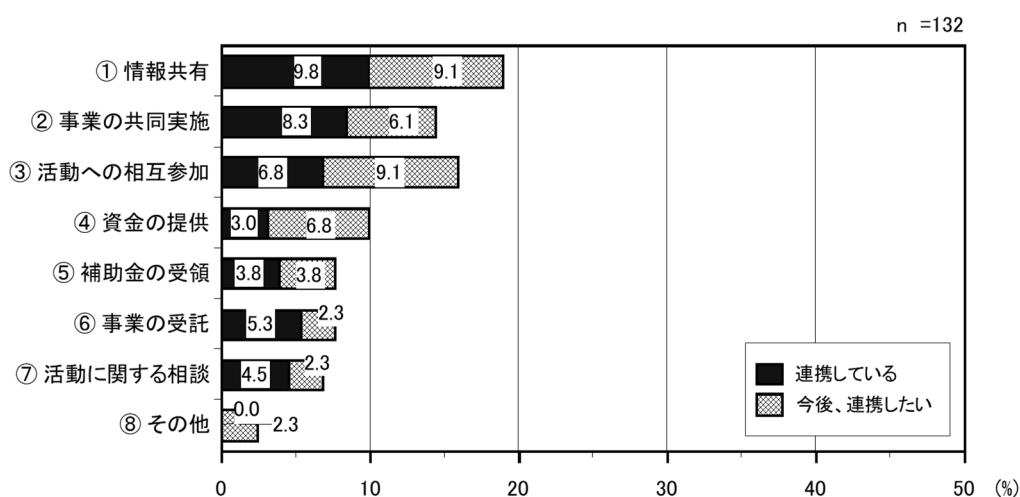
図 学校との連携状況



4) 企業

企業との連携をたずねたところ、①情報共有（「連携している」9.8%）や②事業の共同実施（「連携している」8.3%）など1割未満の連携にとどまっています。一方で、④資金の提供については、「今後、連携したい」（6.8%）が他の項目に比べて多くなっています。

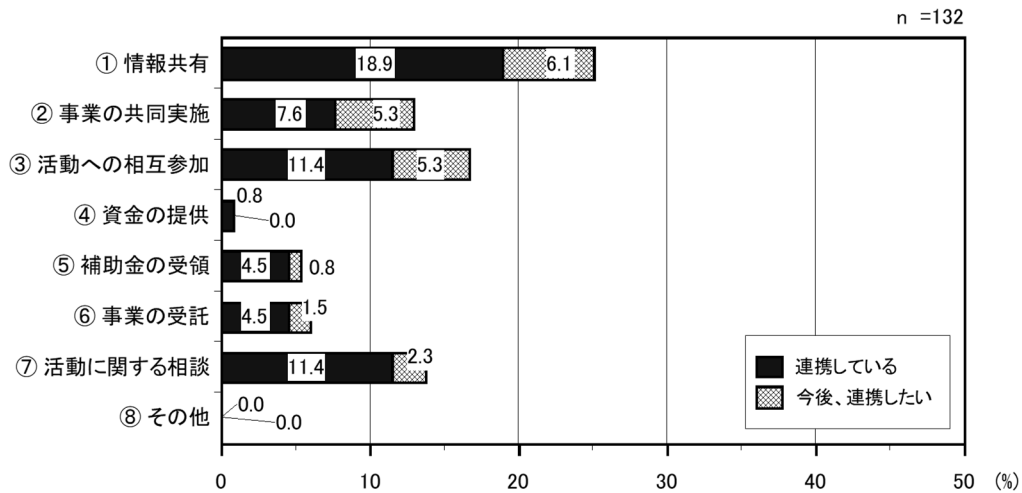
図 企業との連携状況



5) 社会福祉法人等

社会福祉法人等との連携をたずねたところ、①情報共有（「連携している」18.9%）や③活動への相互参加（「連携している」11.4%）に加え、⑦活動に関する相談（「連携している」11.4%）でやや多くなっています。

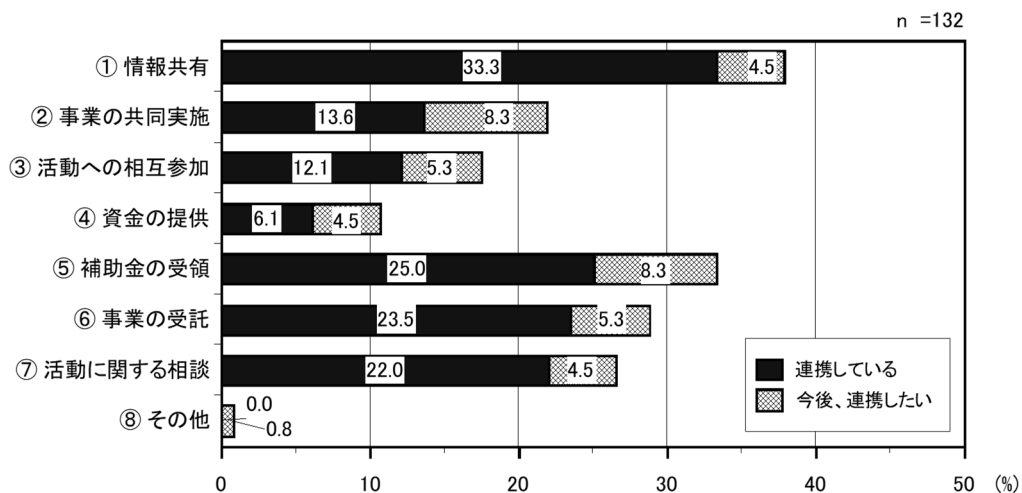
図 社会福祉法人等との連携状況



6) 行政

行政との連携をたずねたところ、①情報共有（「連携している」33.3%）が最も多いほか、⑤補助金の受領（「連携している」25.0%）、⑥事業の受託（「連携している」23.5%）、⑦活動に関する相談（「連携している」22.0%）などで2割以上にのぼっています。

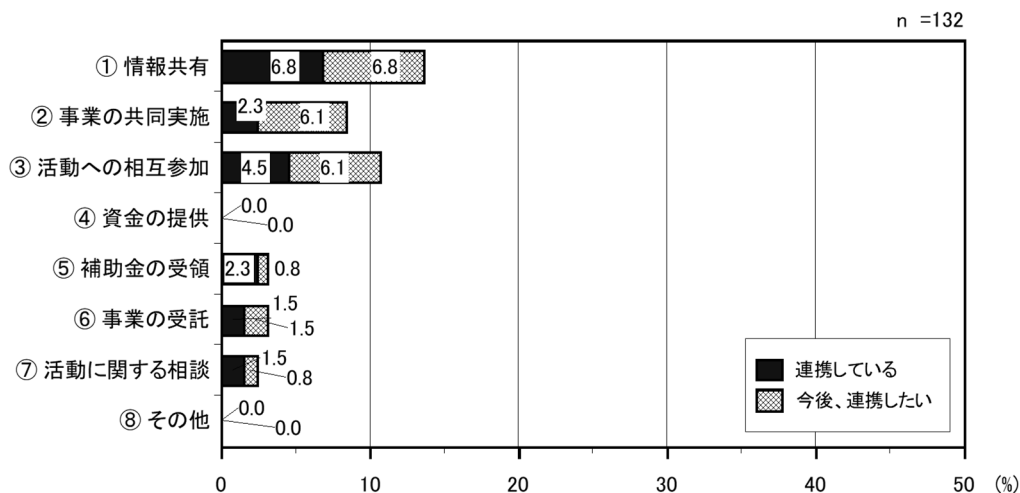
図 行政との連携状況



7) その他の団体

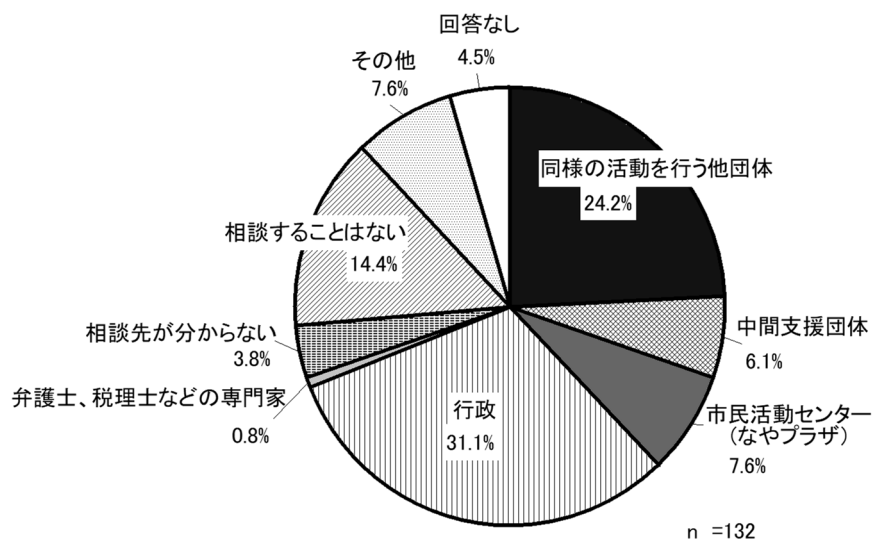
その他の団体との連携をたずねたところ、特徴的な連携はほとんどみられませんでした。

図 その他の団体との連携状況



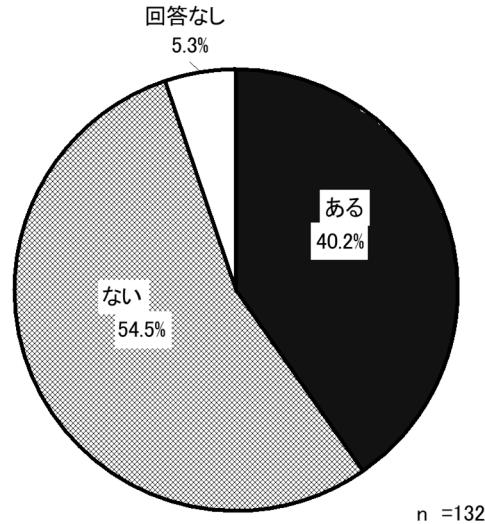
団体が活動するにあたって、主に相談する相手をたずねたところ、「行政」(31.1%)が最も多く、次いで「同様の活動を行う他団体」(24.2%)となっています。

図 団体活動に関する主な相談先



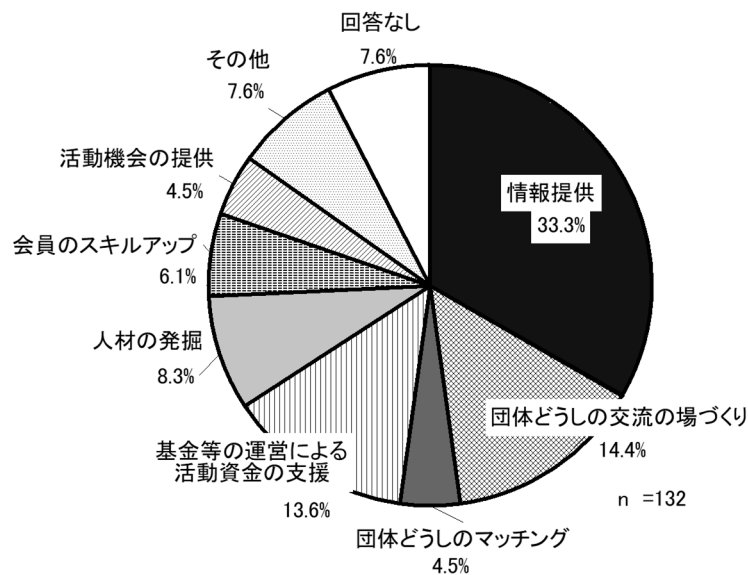
団体が活動するにあたり支援を受けたり相談に乗ってもらったりする団体（中間支援団体）の有無をたずねたところ、「ある」（40.2%）が約4割を占めました。

図 支援を受けたり相談に乗ってもらったりする団体の存在の有無



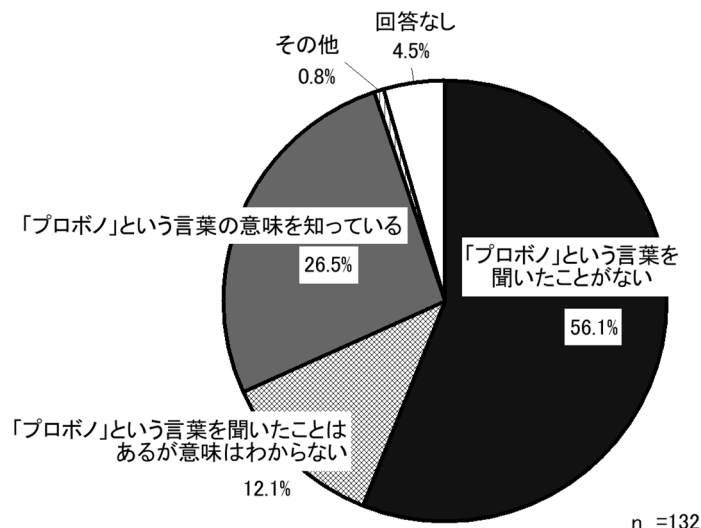
中間支援団体に担ってもらいたい役割をたずねたところ、「情報提供」（33.3%）が最も多く、「団体どうしの交流の場づくり」（14.4%）や「基金等の運営による活動資金の支援」（13.6%）の順になっています。

図 中間支援団体に期待する役割



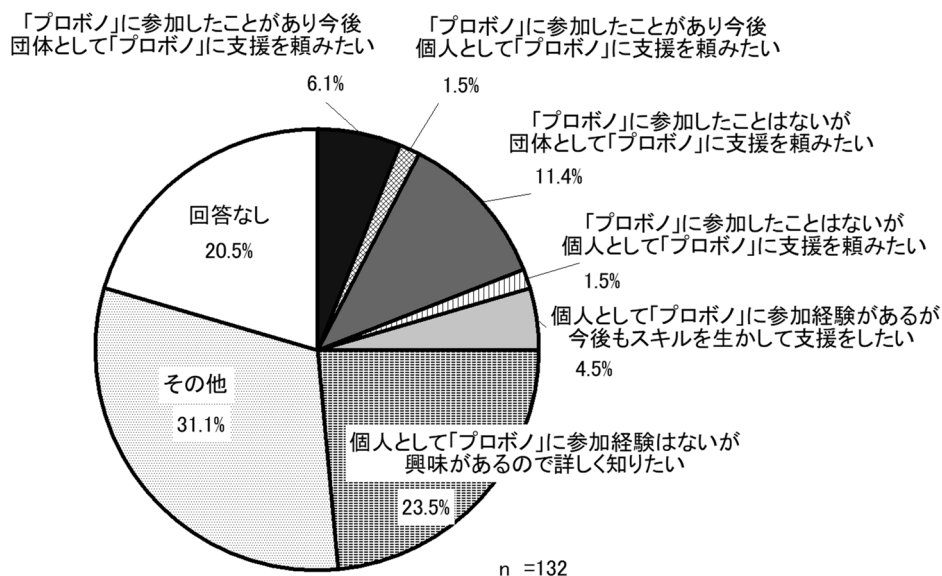
平成 28 年度から、市が企業の社会貢献活動の一つの形態として活動支援を行ってきた「プロボノ」について、各団体の認知状況をたずねたところ、「『プロボノ』という言葉を知ったことがない」(56.1%) が過半数を占める一方、「『プロボノ』という言葉の意味を知っている」(26.5%) も 1/4 程度みられます。

図 プロボノの認知状況



団体の「プロボノ」への関わりについて意向をたずねたところ、「その他」(31.1%) を除くと、「個人として『プロボノ』に参加経験はないが興味があるので詳しく知りたい」(23.5%) が最も多く、次いで、「『プロボノ』に参加したことはないが団体として『プロボノ』に支援を頼みたい」(11.4%) となっています。

図 プロボノとの関わり意向

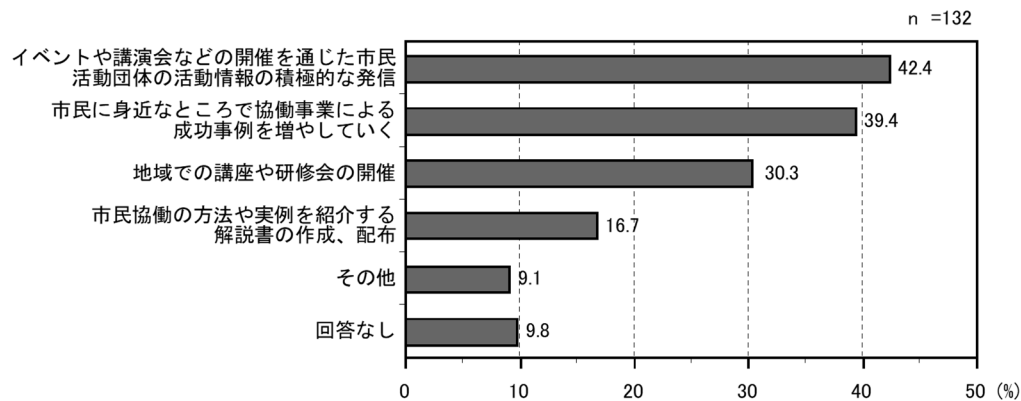


(8) 市民協働への理解について

■市民協働の重要性を理解するためには幅広く市民に意識の醸成をはかるとともに、
学ぶ機会の提供や協働の実践による人材の育成が重要

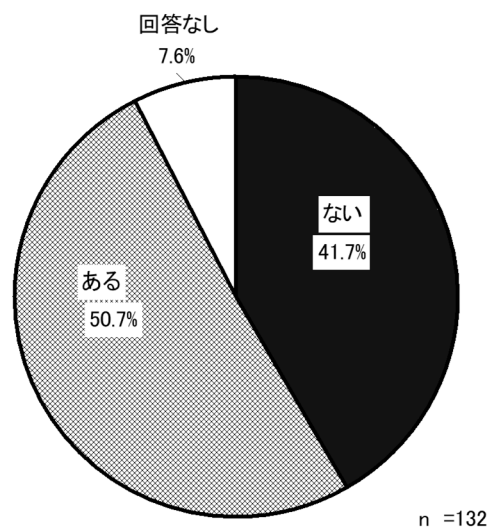
市民協働のまちづくりに向けた意識づくりのために効果的だと思うことをたずねたところ、「イベントや講演会などの開催を通じた市民活動団体の活動情報の積極的な発信」(42.4%) が最も多く、次いで「市民に身近なところで協働事業による成功事例を増やしていく」(39.4%) となっています。

図 市民協働の意識づくりに効果的なこと



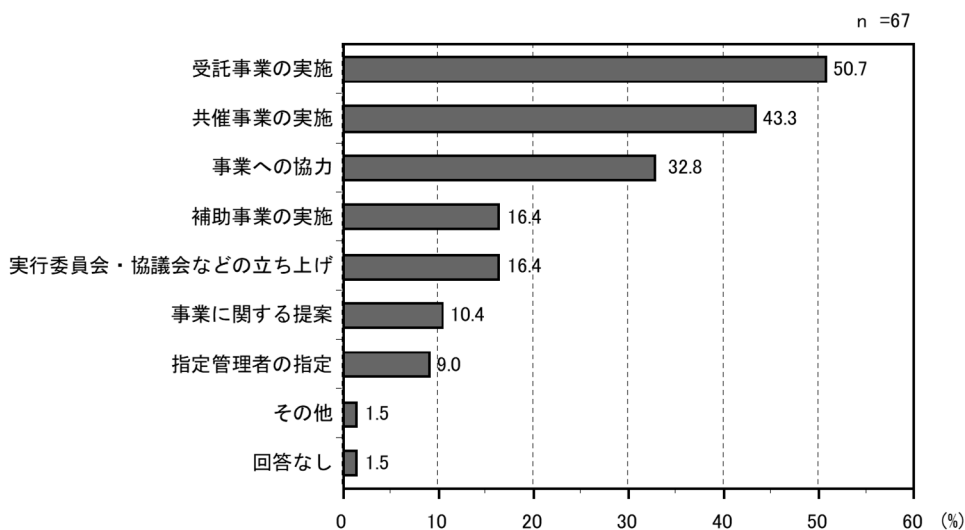
他団体や行政との協働事業の実施経験をたずねたところ、「ある」(50.7%) が半数程度を占めています。

図 他団体や行政との協働事業の実施経験の有無



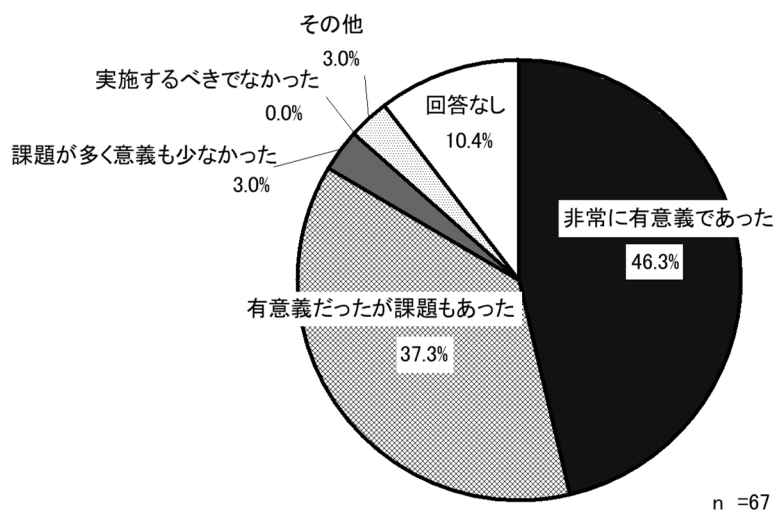
前頁の質問で「ある」と回答した団体に、事業の形態をたずねたところ、「受託事業の実施」(50.7%) が最も多く、「共催事業の実施」(43.3%)、「事業への協力」(32.8%) が続いています。

図 協働事業の形態



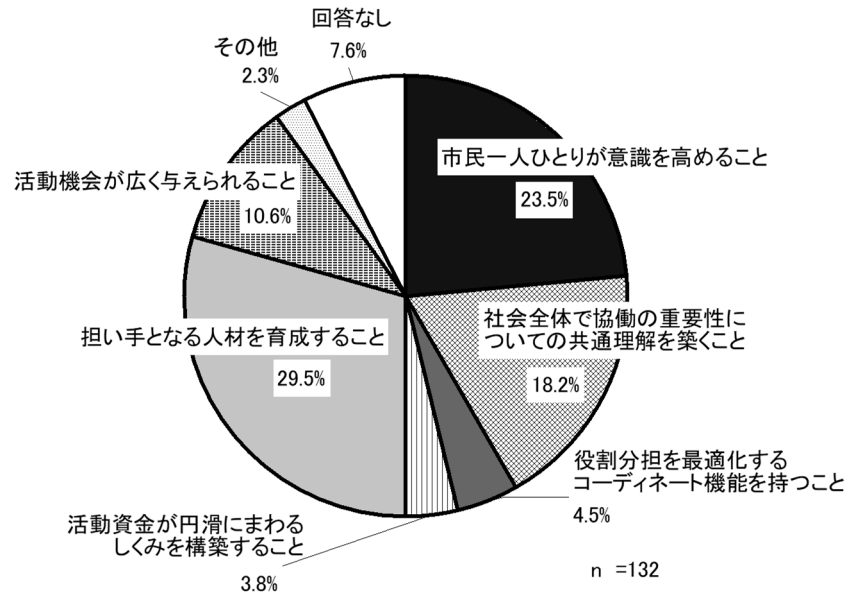
実際に実施した協働事業の評価をたずねたところ、「非常に有意義であった」(46.3%) が最も多く、続く「有意義だったが課題もあった」(37.3%) を合わせると 8 割以上にのぼっています。

図 実施した協働事業の評価



市民、市民活動団体、企業、行政などが、それぞれの役割を持って市民協働を進めるために、特に重要なことをたずねたところ、「担い手となる人材を育成すること」(29.5%)が最も多く、「市民一人ひとりが意識を高めること」(23.5%)、「社会全体で協働の重要性についての共通理解を築くこと」(18.2%)の順になりました。

図 市民協働を進めるために重要なこと



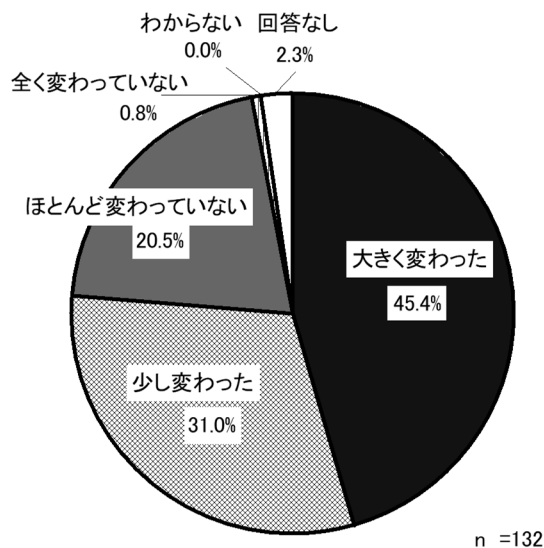
(9) 新しい生活様式（with コロナ）の時代の市民協働について

■市民活動支援や市民協働における新しい生活様式への対応が課題

1) ふだんの暮らし

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、ふだんの暮らしへの影響をたずねたところ、「大きく変わった」(45.4%) が最も多く、続く「少し変わった」(31.0%) を合わせると 3/4 以上を占めています。

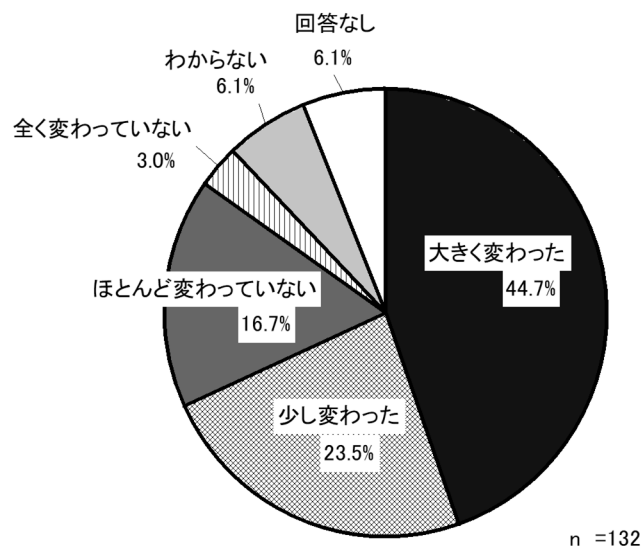
図 新型コロナウイルス感染拡大による影響【ふだんの暮らし】



2) 市民活動・市民協働の取組

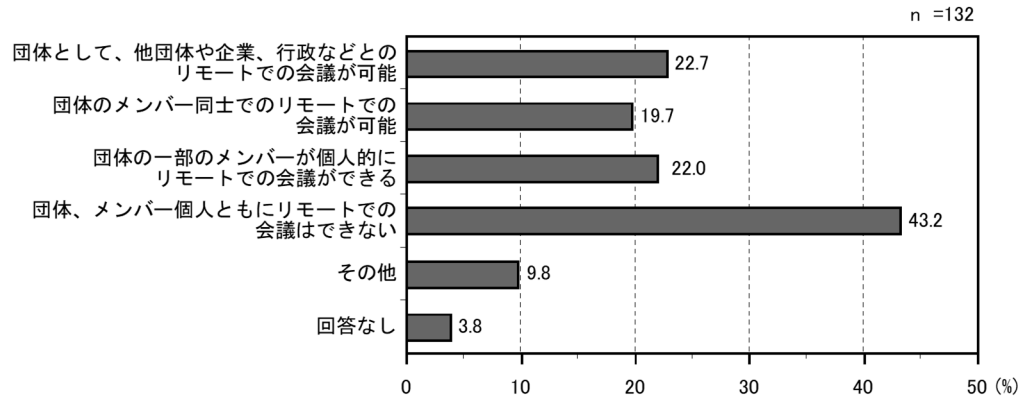
同様に、市民活動・市民協働の取組への影響をたずねたところ、「大きく変わった」(44.7%) が最も多く、続く「少し変わった」(23.5%) を合わせると 7 割弱にのびります。

図 新型コロナウイルス感染拡大による影響【市民活動・市民協働の取組】



新しい生活様式（with コロナ）の時代において、市民活動・市民協働の推進に求められるリモート会議の環境整備についてたずねたところ、「団体、メンバー個人ともにリモートでの会議はできない」（43.2%）が最も多く、「団体として、他団体や企業、行政などとのリモートでの会議が可能」（22.7%）を大きく上回っています。

図 リモート会議の環境整備状況



3. 委員名簿

■ 市民協働促進委員会委員

(順不同、敬称略)

委員長	名古屋学院大学 現代社会学部長 教授	井澤 知旦	学識経験者
副委員長	三重短期大学 生活科学科 教授	長友 薫輝	学識経験者
委 員	四日市市自治会連合会 会長	水谷 重信	市民活動団体 (地域)
	四日市市民生委員児童委員協議会連合会 理事	中村 恵	市民活動団体 (地域)
	特定非営利活動法人 市民社会研究所 副代表理事	金 憲裕	市民活動団体 (NPO 等)
	特定非営利活動法人 四日市市知的障害者育成会 副理事長	上川 かずみ	市民活動団体 (NPO 等)
	一般社団法人ネクストステップ研究会 代表	寺田 卓二	市民活動団体 (NPO 等)
	株式会社かじり 常務取締役	佐々木 薫子	企業・団体
	住友電装株式会社 総務部広報・CSR グループ長	間下 裕樹	企業・団体
	株式会社デルタスタジオ	田口 裕子	公募市民

■ 策定経過

時 期	会議・調査等	概要
令和2年 7月30日	令和2年度 第1回四日市市市民協働促進委員会	新たな計画策定における論点について
9月	市民活動団体に対するアンケート実施	調査対象数：167 団体 回 答 数：132 団体 有効回答率：79.0%
10月9日 10月27日	次期市民協働促進計画策定にかかる ワークショップ	現行計画期間中に助かったこと・困ったこと 今後、四日市市の市民協働に大切なこと
11月26日	令和2年度 第2回四日市市市民協働促進委員会	令和2年度の主な取組について 第2次市民協働促進計画（案）について
令和3年 1月12日～ 2月10日	パブリックコメント実施	意見提出者数：6 人 意見提出件数：16 件
2月17日	令和2年度 第3回四日市市市民協働促進委員会	パブリックコメントの結果について 第2次市民協働促進計画最終版について 諮問に対する答申について

4. 関連条例

■ 四日市市市民協働促進条例

平成26年12月22日

条例第43号

私たちのまち四日市市は、「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」を制定し、市民、市議会及び市の執行機関が相互に協力しながら、豊かな地域社会の実現を目指してきました。

これまで、市内では、地域色豊かなまちづくりを自治会組織等が担ってきました。その一方で、子育て支援・福祉・防犯・防災の分野をはじめ多くの場面で、地域に根ざした市民活動を行う団体が増えています。

こうした意識の高まりによって始まった市民活動が、さまざまな担い手の支え合いのもとでさらに広がり、持続的なものとするのが求められています。これからは、市民活動への参加、参画、さらには、市民と市との協働により、お互いが支え合う必要があります。

市民活動が公共の場で果たす役割の大きさを市民一人一人が理解し、これを促進させるためのしくみを定め、真に暮らしやすいまちとなることを目指し、ここに「四日市市市民協働促進条例」を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市民活動が公共の場で果たす役割の重要性に鑑み、本市における市民活動を持続的に発展させるために市民協働の促進を図り、もって誰もが暮らしやすいまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいう。

(2) 事業者 本市内に存する会社、営業所、工場等をいう。

(3) 市民活動 市民等が、公共の利益を目的とし、自主的に行う活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 市民活動団体 地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(5) 市民協働 市民主権の理念のもと、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を活かしてまちづくりに取り組むことをいう。

（基本理念）

第3条 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、四日市市市民自治基本条例（理念条例）（平成17年四日市市条例第1号。以下「市民自治基本条例」という。）第3条に掲げる基本理念にのっとり、市民協働及び市民自治の実現に努めなければならない。

2 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、互いに対等の立場であることを自覚するとともに、それぞれの役割を理解し、市民協働の実現に努めなければならない。

3 市が市民活動団体を支援するに当たっては、市民活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で、透明性の高いものでなければならない。

（市民等の役割）

第4条 市民等は、市民協働の意義を理解し、それぞれが互いに連携しながら主体的に市民活動及び市民協働に参加し、並びに第11条に定める計画の策定に参画するよう努めるものとする。

（市民活動団体の役割）

第5条 市民活動団体は、市民活動を実施するとともに、その活動が広く市民等に理解されるよう努めなければならない。

（議会の役割）

第6条 議会は、市民自治基本条例第14条第2項の規定に基づき、議会としての市民参加及び市民協働に係る制度を導入するよう努めなければならない。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、市民活動に関する理解を深めるとともに、その促進に協力するよう努めるものとする。

（市の役割）

第8条 市は、市民活動を促進する施策を実施し、市民自治が実現されるよう努めなければならない。

2 市は、市職員に対して市民協働に関する啓発、研修等の実施に努めなければならない。

（市の施策）

第9条 市は、市民協働を促進するため、市民活動の総合的な窓口を置くとともに、市民等、市民活動団体及び事業者に対し情報の提供を行い、並びに市民活動団体に対し活動場所の提供及び財政的支援等適切な施策を実施するものとする。

（参入の機会提供）

第10条 市は、市民協働を促進するため、市民活動団体が専門性、地域性等の特性を生かすことができる分野において、行政サービスへの参入機会を提供するよう努めるものとする。

（計画の策定）

第11条 市長は、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図るため、市民協働に関する計画（以下「市民協働促進計画」という。）を定めるものとする。

（市民協働促進委員会）

第12条 市は、市民協働の促進に関する必要な事項を審議するため、四日市市市民協働促進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。
 - (1) 前条に規定する市民協働促進計画の検証に関すること。
 - (2) その他市民協働の促進に関する重要事項に関すること。
- 3 委員会は、前項に定めるもののほか、市民協働の促進に関し必要と認めた事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。
- 4 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

(団体等の届出制度)

第13条 市は、市民協働の促進、市民活動団体との連携及び情報の共有等の活動支援を効果的に行うため、市民活動団体の届出制度を設ける。

- 2 市民活動団体は、別に規則で定める要件を備えることにより、市に届出をすることができる。
(活動拠点の整備)

第14条 市は、市民協働の活性化のため、活動の拠点となる施設の充実に図るものとする。
(財政的支援)

第15条 市は、市民協働を促進するため、市民活動に対し、基金制度等を整備し、財政的支援をするよう努めなければならない。

(情報公開等)

第16条 市は、市民協働に関する情報提供及び情報交換の機会の確保等必要な措置を講じるものとする。

- 2 市は、第11条に規定する市民協働促進計画及びその実施状況を公表しなければならない。
- 3 市民活動団体は、公正な運営を行うとともに、その活動に関する情報を公開するよう努めるものとする。

(条例の見直し)

第17条 市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、検証を行い、必要と認めたときは、条例の改正その他の適切な措置を講じるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年四日市市条例第23号)の一部を次のように改正する。

■四日市市市民自治基本条例（理念条例）

平成17年2月4日

条例第1号

改正 平成23年7月12日条例第25号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 市民の役割（第4条、第5条）

第3章 市の執行機関の役割（第6条～第10条）

第4章 市議会の役割（第11条～第14条）

第5章 行政運営に関する基本姿勢（第15条～第21条）

第6章 市民投票（第22条）

第7章 条例の位置付け等（第23条、第24条）

第8章 委任（第25条）

附則

私たちのまち四日市は、鈴鹿山脈や伊勢湾などの素晴らしい自然に恵まれ、宿場町として、また古くから「市」が開かれたまちとして栄えてきました。現在では、世界に開かれた四日市港を基盤として石油化学コンビナートや各種産業が集積しており、万古焼、お茶、そうめんなどの地場産業とあわせて盛んな生産活動が行われる活気あふれる都市としてさらに発展しています。

本市は、長らく国の指導のもとに画一的行政運営を行ってきましたが、既にこれまでの行政運営の限界が明らかとなってきています。本来、四日市のことは私たち自らが責任を持って決定するものでなければなりません。そこでは、本市が、本市の地域特性を踏まえた、行政運営を行うにあたっての拠りどころとなる条例を新たに定めることが必要となってきています。

また、本市が今後も三重県下最大の人口を有する中核都市として発展を続けていくためには、新しい無駄のない行政運営を行うこととともに、市民憲章の精神を活かして市民にとって暮らしやすいまちづくり、住み続けたいまちづくりを行っていくことが求められます。

従って、これからの時代にふさわしい、四日市市市民自治基本条例（理念条例）の制定により、市民主権の市政の実現を宣言し、その実現に向けた行政運営のあり方及び市民、市の執行機関及び市議会の役割や協働のあり方を明らかにすることで、市民誰もが様々な形で市政に参加し、市の執行機関や市議会とともにより良い四日市の「まちづくり」を担っていけるような仕組みを作り上げることで、豊かで人権が尊重される地域社会の実現を目指していくものです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の行政運営に関する基本理念を定めるとともに、市民等、市の執行機関及び市議会の役割を定めることにより、市政における協働のあり方を明確にし、もって地方自治の本旨に基づく市民自治を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいいます。
- (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいいます。
- (3) 事業者 本市の区域内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行うものをいいます。
- (4) 市の執行機関 市長のほか、教育委員会及び消防本部をいいます。
- (5) 市長等 市長その他市の執行機関の長をいいます。
- (6) 市議会 市議会議員をもって構成される本市の意思決定機関をいいます。
- (7) 市民参加 市民が、市の行政運営（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第3項の規定により市が処理するものとされている事務を執行する際に、市の執行機関が行う活動をいいます。以下同じ。）に主体的に参加し、市の政策に関する計画、実施及び評価の過程において、自己の意思を反映させるために意見を述べ、又は提案することをいいます。
- (8) 市民自治 市民、市の執行機関及び市議会が、市民参加を適正に行うことにより、それぞれの役割に応じて連携、協働して豊かな地域社会を実現することをいいます。

（一部改正〔平成23年条例25号〕）

(基本理念)

第3条 市民、市の執行機関及び市議会は、相互に協力して市民自治の実現に努めるものとします。

- 2 市民、市の執行機関及び市議会は、それぞれの立場及び特性を理解し、相互の信頼関係を保持するように努めるとともに、それぞれの意思を尊重するものとします。
- 3 市民、市の執行機関及び市議会は、常に平等公正を旨とし、人種、信条、性別、社会的身分又は門地を理由にした差別の根絶に全力を尽くすものとします。
- 4 市民、市の執行機関及び市議会は、市の行政運営及び市議会の運営に関する情報を共有し、公正かつ効率的な市政の実現に努めるものとします。

第2章 市民の役割

(市民の権利)

第4条 市民は、この条例に定めるところにより、次の各号に定める権利を有します。

- (1) 市の行政運営に関する情報を知る権利
- (2) 市の政策の立案から評価に至る過程において自己の意見を表明し、かつ、市の意思形成に参与する権利

(市民の責務)

第5条 市民は、前条に規定する権利を保有していることを自覚し、積極的に市の行政運営に参加するよう努めるものとします。

- 2 市民は、前条に規定する権利の行使に当たり、他の市民の意思及び意見を尊重するよう努めるものとします。

- 3 市民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、本来の目的を逸脱して他の目的のために前条に規定する権利を濫用することのないよう努めるものとします。
- 4 事業者は、市民自治の実現に協力するとともに、その従業員たる市民が前条に規定する権利を行使しようとするときは、可能な限り便宜を図るよう努めるものとします。

第3章 市の執行機関の役割

（意向の把握等）

第6条 市の執行機関は、基本理念にのっとり行政運営に当たるとともに、行政運営に対する市民等の満足度を高めるため、常に市民等及び市議会の意向の把握及びその意向の尊重に努めるものとします。

（情報の公開）

第7条 市の執行機関は、市民参加を推進するため、行政運営に関する情報を多様な媒体を用いて積極的に公開するよう努めるものとします。

（説明責任等）

第8条 市の執行機関は、市民等に対して、行政運営の内容を明確かつ平易に説明するよう努めるものとします。

- 2 市長は、市議会に対して、行政運営の状況を随時報告するとともに、市議会から行政運営の状況について報告するよう要求があったときは、速やかに当該行政運営の状況について報告するよう努めるものとします。

（市民参加の実施等）

第9条 市の執行機関は、別に条例及び規則を定めることにより市民等から募集した意見を市の政策形成に反映させることを目的とする制度その他市民参加にかかる制度を導入し、政策の立案、実施及び評価の各過程において、市の行政運営に市民等の意見を可能な限り反映させるよう努めるものとします。

（市長等の責務等）

第10条 市長等は、所管の事務を管理し、又は執行するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、誠実かつ公正に職務を遂行するよう努めるものとします。

- 2 市長等は、職員を適切に指揮監督するとともに、職員の知識と能力の向上を図り、効果的かつ効率的な組織運営に努めるものとします。
- 3 市の執行機関の職員は、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、政策の立案及び遂行に関する能力の向上に努めるものとします。

第4章 市議会の役割

（市議会の責務）

第11条 市議会は、本市の意思決定機関としての責任を自覚するとともに、行政運営に関する監視機能、検査機能及び政策立案機能の充実を図り、市民自治の推進に努めるものとします。

（議長の責務）

第12条 市議会の議長（以下「議長」といいます。）は、誠実かつ公正な職務遂行に努めるとともに、効果的かつ効率的な議会運営を図るよう努めるものとします。

- 2 議長は、市議会の事務局職員を適切に指揮監督するとともに、市議会の事務局職員の知識と能力の向上を図るよう努めるものとします。

（市議会議員の責務）

第13条 市議会議員は、市民の負託を受け市議会議員に選出された責任を自覚し、政策形成能力その他の市議会議員として必要な能力の向上に努めることにより、誠実かつ公正な職務遂行に努めるものとします。

- 2 市議会議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の関係法令を遵守し、市民の信頼を確保するとともに、清浄かつ健全な市政の発展に寄与するよう努めるものとします。

（情報の公開等）

第14条 市議会は、市民との情報の共有を推進するため、市議会が保有する情報を公開するとともに、本会議、委員会等の会議の公開その他積極的な情報提供の手段を用いて開かれた議会運営を行うよう努めるものとします。

- 2 市議会は、市民参加を推進するため、市民の意見を市議会運営に反映させることを目的とする制度その他の市民参加にかかる制度を導入するよう努めるものとします。

第5章 行政運営に関する基本姿勢

（個人情報の保護）

第15条 市の執行機関は、基本的人権の擁護及び公正で民主的な行政運営を図るため、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理その他の取扱いを適正に行うものとします。

（手続の適正性確保）

第16条 市の執行機関は、公正かつ民主的な行政運営の推進を図るため、市が行う処分及び行政指導並びに市への届出に関する手続を適正に行うものとします。

（苦情等の処理）

第17条 市の執行機関は、市民等から行政運営に関する意見、要望又は苦情が提出されたときは、事実関係の調査に着手し、その結果を速やかに提出者に回答するよう努めるものとします。

（総合計画）

第18条 市の執行機関は、総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想並びに基本構想を具体化するため行政運営の基本方針等を定める基本計画及び推進計画で構成されるものをいいます。）を作成し、効果的かつ効率的に市の施策を推進するとともに、その進捗状況を公表するものとします。

（一部改正〔平成23年条例25号〕）

（行政評価）

第19条 市の執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。

（財政運営等）

第20条 市の執行機関は、中長期的な展望に立ち、自主的かつ健全な財政運営を行うよう努めるものとします。

- 2 市の執行機関は、予算、決算その他の財政状況（以下この項において「財政状況」といいます。）を公表するとともに、市民等に財政状況を平易に説明するものとします。

(執行体制の整備)

第21条 市長等は、社会情勢の変化及び本市が直面する課題に対応するため、並びに市民等及び市議会からの要求に的確に対応するため、その組織及び機構の妥当性を絶えず検証し、効果的で効率的な執行体制を整備するとともに、必要に応じて組織横断的な調整を図り、適切な対応を行うよう努めるものとします。

第6章 市民投票

第22条 市は、市政に係る重要事項について、直接、市民の意見を確認するため、別に条例を定めることにより、市民投票を実施することができます。

第7章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第23条 この条例は、市の行政運営に関する基本理念を定めたものであり、市が他の条例を制定又は改正するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例の規定との整合性を確保するよう努めるものとします。

(条例の見直し)

第24条 市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的を達成するに适当であるか否かを検討するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他の適切な措置を講じるものとします。

第8章 委任

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、市長が規則で定める日から施行します。

(平成17年8月規則第67号で、同年9月1日から施行)

附 則 (平成23年7月12日条例第25号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日から施行する。

■ 四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例

令和元年12月25日

条例第45号

私たちのまち四日市市では、地区市民センターを核とし、市民に最も身近なコミュニティとして地域の生活を支える自治会が中心となって、住民相互の支え合いにより、地域福祉や防犯・防災等の取組を行ってきました。

しかしながら、核家族化や高齢化が進み、地域活動への参加意識や重要性の認識等が希薄化しており、地域コミュニティを維持・向上させていくことが大きな課題となっています。

また、避難行動要支援者や地域包括ケアシステムなど高齢社会への対応、子どもの見守り、多発する自然災害への防災等、多様化する地域課題を解決するために、地域コミュニティの活性化が求められており、自治会が果たす役割は、益々重要なものとなります。

そこで、地域社会における安全・安心ネットワークとして重要な役割を担っていただく自治会への加入を促し、自治会の求心力の強化を図ることにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、ここに「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例」を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、自治会の活性化を推進するために、地域住民の自治会への加入及び参加に関し、基本理念並びに地域住民、自治会及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域住民の自治会への加入及び参加を促進し、自治会活動の推進を図るために必要な事項を定め、もって誰もが安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 地縁に基づき形成された自治組織をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (3) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの者を代理し、又は媒介する者を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 自治会への加入及び参加の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 地域において、誰もが安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていること。
- (2) 地域住民の多様な価値観が尊重され、その自主的かつ自発的な取組が重要であること。
- (3) 自治会の自立性や個性を損なわない配慮が必要であること。
- (4) 地域住民、自治会、事業者及び市の相互理解と協働により行われること。

（地域住民の役割）

第4条 地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域において安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていることを理解し、自治会への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めなければならない。

（自治会の役割）

第5条 自治会は、地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めなければならない。

- 2 自治会は、地域住民の自発的な自治会への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するように努めなければならない。
- 3 自治会は、地域住民の自治会への加入並びに参加及び交流は個人の自由な意思に基づくものであることを理解し、これを強制してはならない。
- 4 自治会は、内部統制を適正に行うとともに、自治会員（地域住民のうち、自治会に加入している者をいう。）に対し、規約、予算、決算その他の自治会運営に関する情報を定期的に公開しなければならない。
- 5 自治会は、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、自治会の重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会の活動に積極的に参加し、及び協力することにより、自治会活動の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会活動に参加することに配慮するように努めなければならない。

（住宅関連事業者の役割）

第7条 住宅関連事業者は、自治会への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するように努めなければならない。

- 2 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供するように努めなければならない。

（市の責務等）

第8条 市は、自治会の重要性を理解するとともに、その職務の遂行に当たっては、自治会との協働に努めるものとする。

- 2 市は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会の負担軽減に配慮するものとする。
- 3 市は、自治会への加入及び参加の促進に係る活動その他自治会の組織及び活動の維持を支援するため、必要な財政的援助を行うよう努めるものとする。
- 4 市は、地域住民の自治会への加入及び参加の促進に関する相談、情報の提供、助言等必要な措置を講じるよう努めるとともに、自治会への加入及び参加の促進への理解を深めるために、積極的な広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2次四日市市市民協働促進計画

[2021年度～2025年度]

発行年月／2021年（令和3年）3月

発 行／四日市市

編 集／四日市市市民文化部市民協働安全課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

TEL：059-354-8179 FAX：059-354-8316

Eメール：shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp

